

下水道使用料関係法規（抜粋）

1. 法律

（1）地方公営企業法

（経営の基本原則）

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（経費の負担の原則）

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(2) 地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、**その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入**(第五条の規定による地方債による収入を含む。)**をもつてこれに充てなければならない。**但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(3) 下水道法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **下水** 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「**汚水**」という。)又は**雨水**をいう。
- 二 **下水道** 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎し尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 三 **公共下水道** 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠きよである構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

- 四 **流域下水道** 次のいずれかに該当する下水道をいう。
- イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、**条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。**

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における**適正な原価をこえないもの**であること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三百三十三号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他

の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

2. 通知等

(1) 下水道財政のあり方関係

① 第五次下水道財政研究委員会報告（提言）

第4 下水道財政のあり方

1 費用負担の基本的考え方

- ② 国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担原則
(省略)

また、使用者は、下水道整備により**生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者**であることに鑑み、原則として、下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分につき、その受益等に応じて適正な費用負担をすべきである。

【第五次下水道財政研究委員会の骨子】

1. 国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要であり、そのためには、適正な費用負担原則の確立を図ることが必要である。
2. 下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し基本的には、**雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担**するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部(水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費等)を公費負担とすることが適当である。
3. 汚水にかかる**資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが適当**であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の実情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

(2) 使用料関係

① 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和27年9月29日自乙発第245号）

第一章 第三節 四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである（法第21条第1項）が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、

能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること（法第21条第2項）。この場合の**原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でない**こと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、**料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当**であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること（地方自治法第228条）。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

② 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）

第二 一 (4)「財源試算」のとりまとめ

②財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) **料金の算定に当たっては、原価（減価償却費や資産維持費等を含む。）を基に料金を算定**することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。

(3) 最低限の経営努力

① 平成17年1月21日 全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② **現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業**にあっては、水道の使用料単価が176円/m³（家庭用使用料3,119円/20m³・月）（H15決算値）である

こと及び個別処理浄化槽の使用料単価が 135 円/m³（家庭用使用料 3,075 円/20 m³・月）（H15 決算値）であること等にかんがみ、**まずは、使用料単価を 150 円/m³（家庭用使用料 3,000 円/20 m³・月）に引き上げる**こと。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあつては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が 150 円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

② 今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書（平成 18 年 3 月）

(P. 9)

現状における各団体の下水道使用料の平均は月 2,580 円/m³（使用料単価ベース）であり、汚水処理経費に対する回収率は約 6 割に過ぎないが、個別に見ていくと汚水処理経費を使用料によってほぼ回収している事業がある一方で、汚水処理経費が高額であるにも係わらず使用料を低く設定している事業も見られる。汚水処理経費、とりわけ汚水資本費は処理区域内人口密度や処理規模の大小にも関連して団体、事業ごとにかんがりの差があるが、いずれにしても経営努力による経営の効率化を図りながら使用料を適正な水準まで引き上げることは喫緊の課題である。

(P. 16)

下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、**他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額等を勘案し、**当面の間は全国平均として**月 3,000 円の水準を目途に適正化**を図っていくべきである。

③ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省通知平成 26 年 8 月 29 日付）

第 3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項 4 下水道 (P. 15)

⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力**として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月 3,000 円/20 m³**を前提として行われていることに留意すること。

半田市下水道事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月

愛知県半田市

目次

経営戦略策定の趣旨	5
1. 事業の概要	
(1) 事業の現況	
① 施設	6～7
② 使用料	8
③ 組織	9
(2) 民間活力の活用等	9
(3) 経営比較分析表を利用した現状分析	
① 経営の健全性・効率性について	10～12
② 老朽化の状況について	13
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	15
(2) 有収水量の予測	15
(3) 使用料収入の見通し	16
(4) 施設の見通し	
① 汚水事業	17～18
② 雨水事業	17～18
(5) 組織の見通し	19
(6) 管渠更新計画	19

3. 経営の基本方針

(1)持続可能な経営基盤の確立	
①経営の効率化	20
②広域化・共同化・最適化	20
③使用料収入の見直し	20
(2)下水道接続率の向上	21

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)	
①収益的収支(税抜き)※汚水事業のみ	【使用料改定した場合】 22～23
②資本的収支※汚水事業のみ	【使用料改定した場合】 24～25
③収益的収支(税抜き)※下水道事業全体	【使用料改定した場合】 26～27
④資本的収支※下水道事業全体	【使用料改定した場合】 28～29
⑤収益的収支(税抜き)※汚水事業のみ	【使用料改定しない場合】 30～31
⑥資本的収支※汚水事業のみ	【使用料改定しない場合】 32～33
⑦収益的収支(税抜き)※下水道事業全体	【使用料改定しない場合】 34～35
⑧資本的収支※下水道事業全体	【使用料改定しない場合】 36～37
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	
①収支計画のうち投資についての説明	38
②収支計画のうち財源についての説明	39～41
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	42
④使用料改定の有無による収支計画の分析	42
(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
①今後の投資についての考え方・検討状況	43
②今後の財源についての考え方・検討状況	43
③投資以外の経費についての考え方・検討状況	44

5. 経費回収率改善へのロードマップ

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

(経営戦略改定の趣旨)

下水道は、生活環境の快適性や利便性の向上を図るとともに、公共用水域（川や海など）の水質保全や浸水被害の軽減などの役割を担っており、安全で快適な生活に欠かせないインフラとなっています。

下水道整備率は汚水・雨水事業ともに80%を超えており、事業の中心は建設から維持管理に移行しつつあります。また、経営面では、平成28年度から公営企業会計を導入し、経営状況や資産・負債・資本といった財政状況の「見える化」を進めてまいりました。

また、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増す状況にあり、人口減少社会の到来や節水型機器の普及などによる使用料収入の減収、整備した施設の処理能力や排水能力を維持するために必要な維持管理費の増加や施設の耐震化費用、そして今後見込まれる老朽化施設の改築更新費用の増加などの課題があげられます。

このような状況の中、持続的に安定した経営を行っていくためには、経営基盤の確立が必要であることから、中長期的な経営の基本計画である「半田市下水道事業経営戦略」を令和2年度に策定しました。

その後、令和5年4月に下水道使用料の改定を行い経営の強化を図る一方、物価高騰や資材供給の遅延、一般会計からの基準外の繰入金が続く中で、下水道事業経営のさらなる強化を図るため、「半田市下水道事業経営戦略」の改定を行いました。

なお、計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とします。



汚水事業 私たちの生活や生産活動に伴って生じる汚水を浄化センターに集め、浄化・殺菌処理しきれいな水にして海に流しています。汚水が道路に埋設されている污水管を通るため、汚水が側溝を通ることがなくなり、蚊、ハエ、悪臭などの発生源をなくし、生活環境を改善するとともに浄化センターできれいな水にして放流するため、公共用水域(川や海など)の水質保全効果があります。

雨水事業 雨水を速やかに排除し、都市を浸水から守るという役割を担っています。雨水は道路に埋設されている雨水管を通して川や海に放流されますが、自然に放流できない低い土地では排水ポンプにより強制的に排水し、台風や豪雨などによる浸水被害から私たちの生活を守っています。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

本市の下水道事業は、昭和 34 年に単独公共下水道事業として着手し、雨水整備を重点に実施してきました。その後、昭和 58 年に愛知県施行による「衣浦西部流域下水道計画」を上位計画とする流域関連公共下水道に全面変更し、昭和 61 年度から汚水処理及び雨水排除に対する整備事業を本格的に開始しました。

汚水処理は、家庭などから排出された汚水を衣浦西部浄化センター（※）で処理した後、衣浦港に放流するもので、平成 3 年 4 月に供用開始しました。

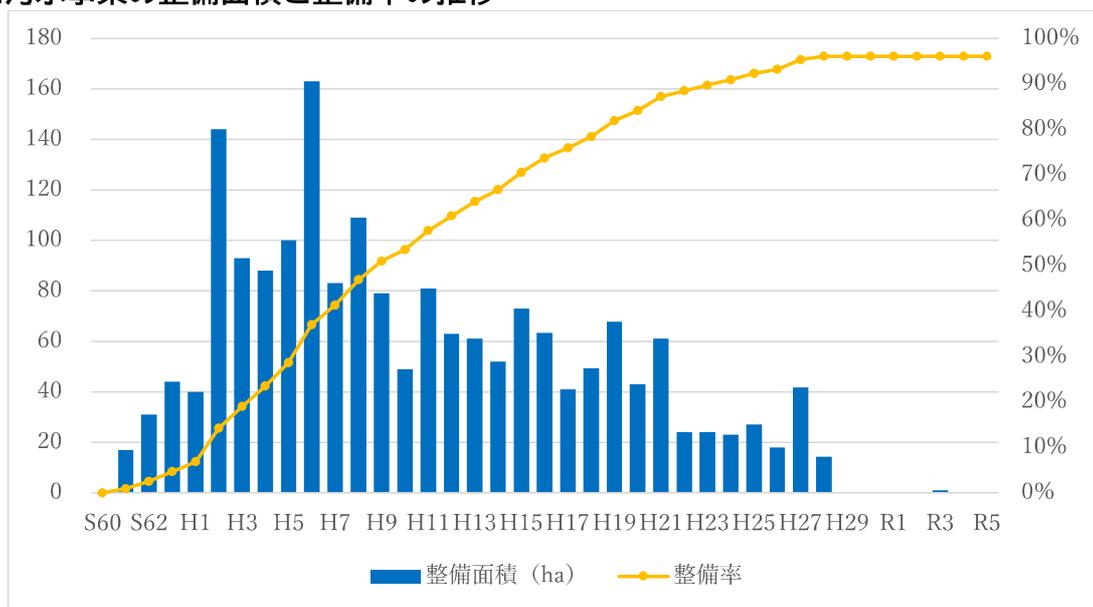
また、雨水排除は、雨水を自然流下またはポンプによる強制排水により排除するもので、浸水被害軽減の重要な役割を担っています。

【令和 6 年 3 月 31 日現在】

		汚水事業	雨水事業
整備状況	行政面積	4,742.0 ha	
	計画面積 (A)	1,943.5 ha	2,131.8 ha
	整備面積 (B)	1,868.4 ha	1,799.3 ha
	整備率 (B/A×100)	96.1 %	84.4 %
	管渠延長	517,728.8 m	109,241.7 m
	ポンプ場数	—	8箇所
	処理場	衣浦西部浄化センター※	—
普及状況	行政区域内人口	116,778 人	—
	処理区域内人口 (C)	104,990 人	—
	処理区域内人口密度 (C/B)	56.2 人/ha	—
	接続人口	93,021 人	—
	処理区域内世帯数	52,088 世帯	—
	接続世帯	46,150 世帯	—
	接続率	88.6 %	—

※衣浦西部浄化センター：県施設で、知多市・阿久比町・東浦町・武豊町と共用

■汚水事業の整備面積と整備率の推移



■排水ポンプ場一覧

【令和6年3月31日現在】

ポンプ場名	稼働年月日	排水面積	排水能力
若宮排水ポンプ場	昭和55年6月	31.38 ha	5.0 m ³ /sec
北浜田排水ポンプ場	昭和57年4月	127.90 ha	19.0 m ³ /sec
有楽排水ポンプ場	昭和60年5月	40.50 ha	5.0 m ³ /sec
東成岩排水ポンプ場	平成4年6月	60.98 ha	6.6 m ³ /sec
瑞穂排水ポンプ場	平成8年3月	109.09 ha	15.7 m ³ /sec
吉野排水ポンプ場	平成8年4月	103.56 ha	14.6 m ³ /sec
旭排水ポンプ場	平成10年4月	30.20 ha	4.9 m ³ /sec
新居排水ポンプ場	平成15年9月	38.43 ha	6.0 m ³ /sec



▲瑞穂排水ポンプ場



▲排水ポンプ (北浜田排水ポンプ場)

② 使用料

本市の下水道使用料は、基本使用料に累進型の従量使用料を加えたものとなっています。令和5年度の下水道使用料収入は、約13億3,599万円（税抜）で、接続世帯数の増加及び令和5年4月の使用料改定に伴う増加によるものです。

なお、令和5年4月に20年以上据え置いていた下水道使用料を改定し、令和5年度には、使用料単価が133.65円/m³となり全国平均や全国と同規模団体の平均よりも高い水準となっています。（今後のことは将来の事業環境に記入）

■使用料体系

（税抜）

基本使用料	従量使用料						20 m ³ /月使用時の使用料月額※
	20 m ³ まで	21 m ³ から40 m ³ まで	41 m ³ から60 m ³ まで	61 m ³ から100 m ³ まで	101 m ³ から200 m ³ まで	201 m ³ から	
1,200円	60円	105円	130円	145円	180円	250円	2,250円

※2か月毎の検針となるため、次の方法で算定しています。

$$2,250円 = (1,200円 + 60円 \times 20 m^3 + 105円 \times 20 m^3) \div 2 \text{ か月}$$

■他自治体との比較（使用料単価）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
半田市	116.85円/m ³	117.14円/m ³	133.65円/m ³
全国平均（法適用）	133.80円/m ³	134.40円/m ³	136.40円/m ³
うち同規模団体 ※1	134.70円/m ³	135.30円/m ³	136.20円/m ³
県内平均（法適用）	123.08円/m ³ （13市）	125.00円/m ³ （14市）	125.21円/m ³ （14市）
うち同規模団体 ※1	117.83円/m ³ （6市）	122.29円/m ³ （7市）	125.00円/m ³ （7市）
知多5市3町 ※2	102.22円/m ³	104.38円/m ³	106.71円/m ³

（出典）愛知県「市町村の公営企業のあらまし」・総務省「地方公営企業年鑑」

※1 同規模団体：供用開始区域人口10万人以上30万人未満

※2 知多5市3町：美浜町・南知多町は下水道未整備、法非適団体は税込での公表であるため、公表値を1.10で割り戻しています。

【参考】令和5年4月の改定内容

（税抜）

	改定前	改定後	増加額	
基本使用料（円/月）	450円	600円	150円	
従量使用料 （円/m ³ ）	～10 m ³	50円	60円	10円
	～20 m ³	90円	105円	15円
	～30 m ³	115円	130円	15円
	～50 m ³	130円	145円	15円
	～100 m ³	165円	180円	15円
	101 m ³ ～	230円	250円	20円

③ 組織

本市の下水道事業は平成 28 年度から地方公営企業法を全部適用し、経営状況や資産・負債・資本といった財政状況が把握できる公営企業会計を導入することにより経営の効率化を図るとともにお客様サービスの向上に取り組んでいます。

■職員数（令和6年4月1日現在）

【単位：人】

	職 員						計：会計区分			
	部長 課長	副主幹・主査		一般職		臨時 職員	雨水事業		汚水事業	
		事務	技術	事務	技術		損益	資本	損益	資本
水道部	0.5						0.25		0.25	
下水道課	1						0.5		0.5	
計画担当		1		5		1	1.5		5.5	
雨水担当			3		1		2	2		
汚水担当			1		1	1			1	2
計	1.5	1	4	5	2	2	4.75	2	6.75	2

（2）民間活力の活用等

雨水排水ポンプ場8か所、排水機場6か所、汚水マンホールポンプ13か所の運転管理業務を民間企業に委託し、24時間体制での運転監視と点検を行っています。

なお、大規模災害や集中豪雨が発生した場合は、委託業者の増員を得て運転を継続する体制を整えています。

水道事業が運営する「お客様サービスセンター」に下水道使用料の調定収納業務を委託することで高い収納率（令和5年度99.95%）を維持しています。また、排水設備申請などの業務も委託し、さらなるサービス向上につなげていきます。



▲ お客様サービスセンター

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

地方公営企業では、経営・施設等の状況を示す経営指標を用い、他団体（類似団体）との比較を行うための「経営比較分析表」を公表することとなっています。

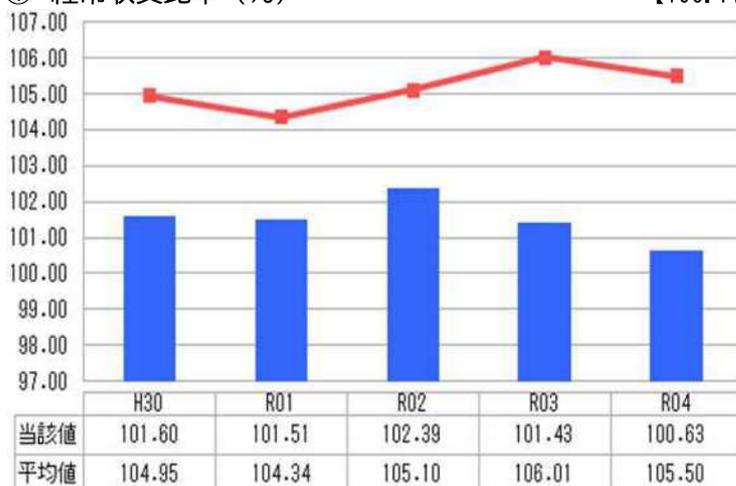
グラフ凡例 ■ 半田市 - 類似団体平均値 【】 令和4年度全国平均

① 経営の健全性・効率性について

一般会計繰入金への依存体質からの脱却に向け、使用料体系の適正化が今後の最重要課題となります。また、持続可能な経営基盤を確立するためには、接続率の向上を図るとともに、維持管理の効率化や投資の適正化による新規企業債の発行抑制などにより更なる費用の削減に努めていく必要があります。

① 経常収支比率 (%)

【106.11】



①経常収支比率は前年度から0.80ポイント低下したものの黒字決算であったため、②累積欠損金比率は前年度同様に0%となっている。その反面、⑤経費回収率は80%前後で推移しており、一般会計繰入金への依存度が高い状況です。

持続可能な経営基盤を確立するためには、経費削減の取り組みを継続するとともに、使用料体系の見直しを行う必要があります。

【指標の意味】

①経常収支比率

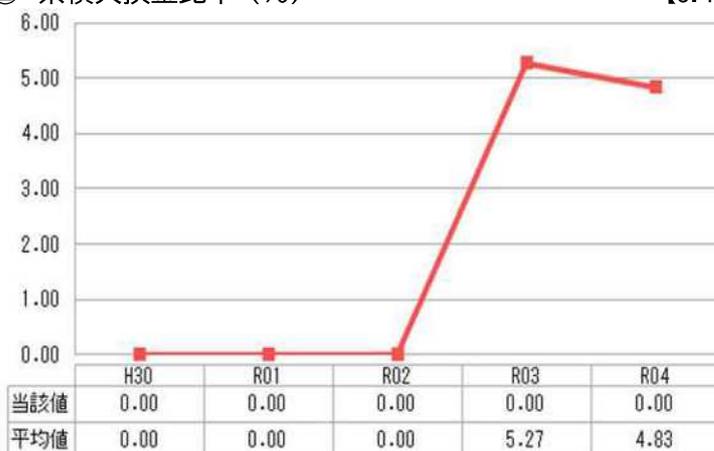
使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

②累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。

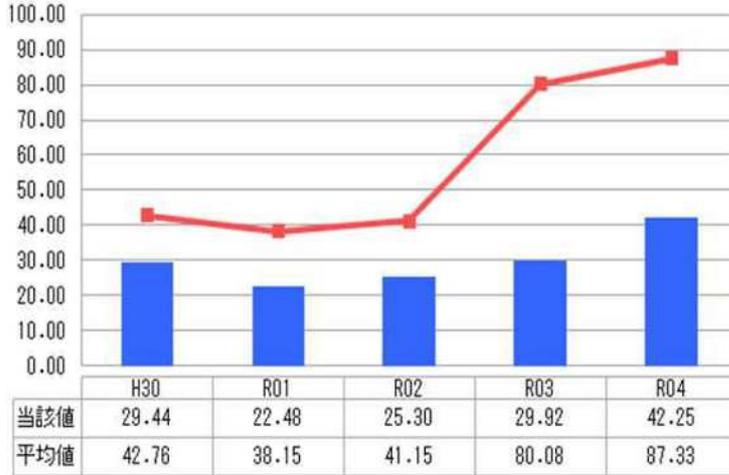
② 累積欠損金比率 (%)

【3.15】



③ 流動比率 (%)

【73.44】



③流動比率は、預金残高の増加に加え、元金償還額の減少などにより12.33ポイント改善しているが、類似団体との比較ではまだ低い水準にあります。

【指標の意味】

1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことのできる現金等がどの程度あるかを表す指標です。

④ 企業債残高対事業規模比率 (%)

【652.82】



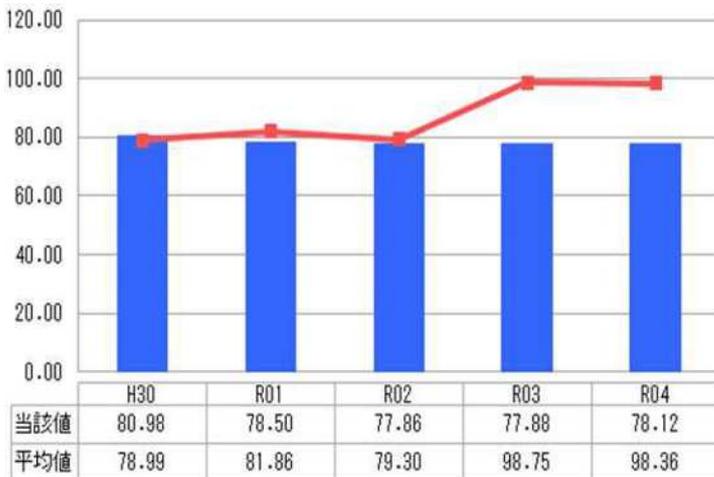
④企業債残高対事業規模比率は、企業債残高の減少により79.37ポイント改善しました。企業債償還額は減少傾向となるものの、当面は償還額が借入額を上回る予定であり、今後も着実な改善が見込まれます。

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

⑤ 経費回収率 (%)

【97.61】



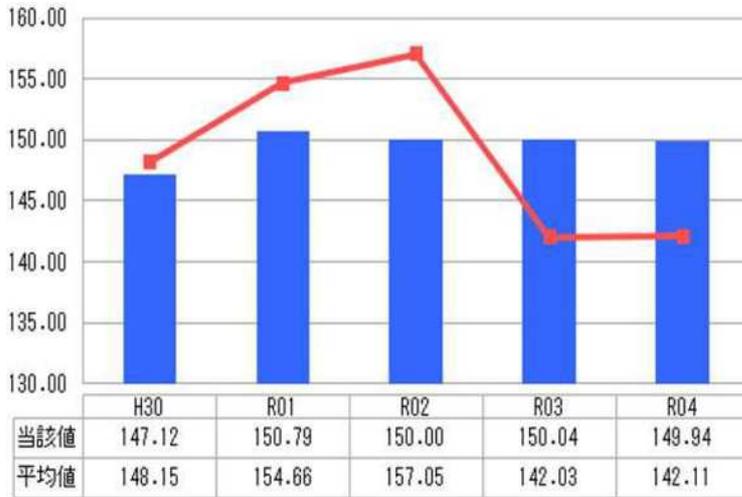
⑤経費回収率は、水洗化率向上に伴う使用料収入の増加や利子償還金の減少と経費削減による汚水処理費用の減少により0.24ポイント改善したものの、類似団体を下回り、全国平均についても19.49ポイント下回っています。

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。

⑥汚水処理原価（円）

【138.29】



⑥汚水処理原価は、利子償還金の減少や経費削減により前年度から0.10円/㎡減少したものの、類似団体より高くなりました。一方、使用料単価は使用料改定に伴い16.51円/㎡増の133.65円/㎡となったものの、今後も節水型機器の普及や世帯人員の減少などにより減少することが想定されます。

【指標の意味】

有収水量1㎡当たりの汚水処理に係るコストを表す指標です。

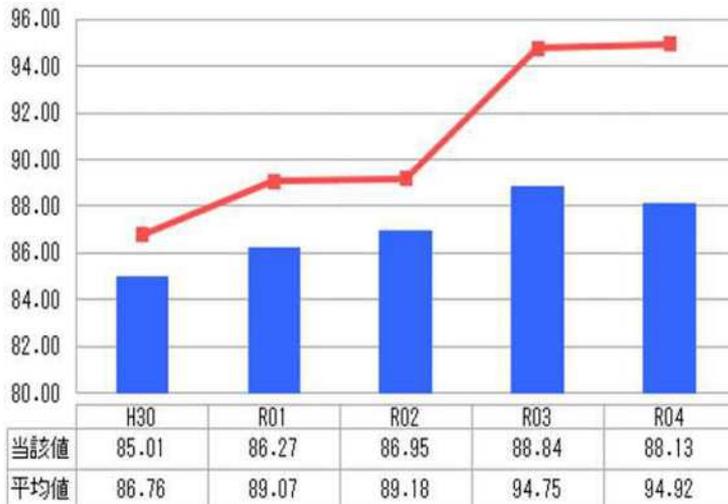
⑦施設利用率（％）

【59.10】

該当施設なし

⑧接続率（％）

【95.82】



⑧接続率は、改善傾向にあるものの、類似団体や全国平均との差は依然として開いています。

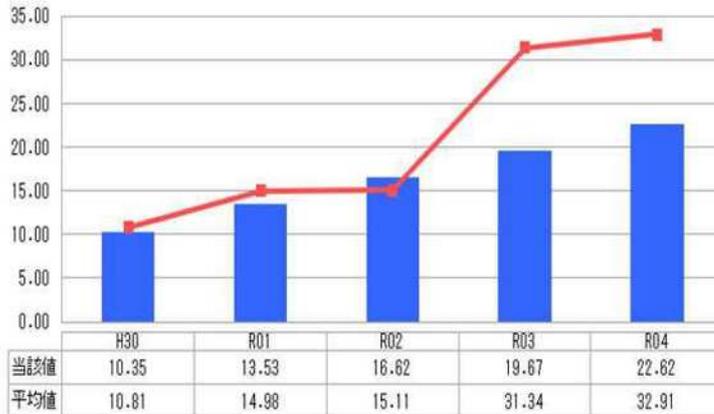
【指標の意味】

処理区域内人口のうち、公共下水道に接続している人口の割合を表す指標です。

② 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率が前年度と同様の伸び率で、管渠老朽化率と管渠改善率が低いことから、新しい管渠が多い状況であるといえます。

①有形固定資産減価償却率（％） 【39.74】

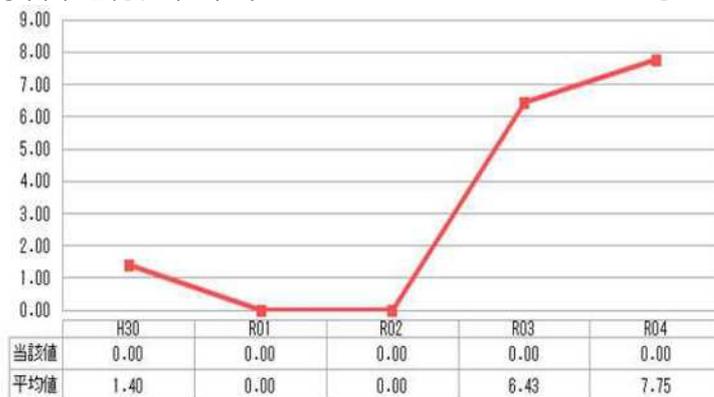


①有形固定資産減価償却率は前年度から2.95ポイント増加しています。令和4年度は排水ポンプ場の改築更新事業が一部完了したことなどによる償却資産の増があったものの、大規模な整備事業の予定がないことから当分の間は同様の伸び率となる見込みです。

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化割合を示しています。

②管渠老朽化率（％） 【7.62】

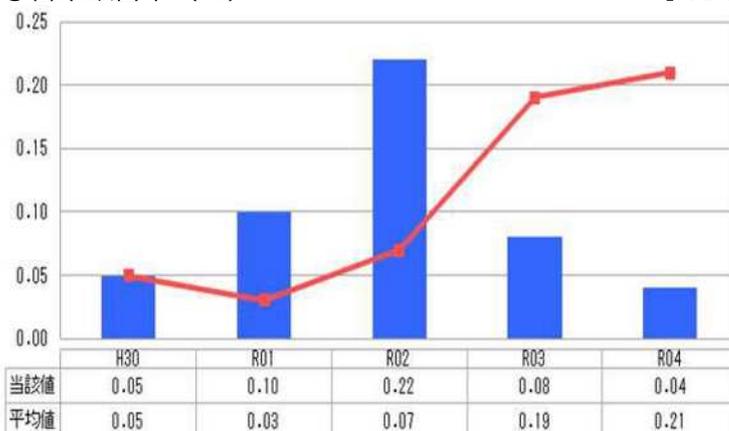


②管渠老朽化率は0%であり、類似団体や全国平均に比べ新しい管渠が多い状況であります。

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で管渠の老朽化割合を示しています。

③管渠改善率（％） 【0.23】



③管渠改善率は、0.04%と前年度と比べて0.04ポイントの減となっているものの、管渠更新の実施時期については、ストックマネジメント計画によって平準化しています。

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況が把握できます。

■県内類似団体比較分析

団体名	処理区域 内人口(人)	有収率 (%)	家庭料 金 20 m ³ (円) 税込	経常収 支比率 (%)	経費回 収率 (%)	汚水処 理原価 (円)	使用料 単価(円 /m ³)	水洗化 率(%)
半田市	104,990	85.9	2,475	101.9	89.1	150.0	133.7	88.6
豊橋市	263,349	74.4	2,277	106.7	108.3	138.0	149.5	97.5
岡崎市	337,643	90.2	1,998	104.1	78.0	150.0	117.1	95.7
一宮市	263,211	75.2	2,019	98.9	66.2	150.0	99.3	75.6
春日井市	213,645	81.0	2,915	100.1	99.9	150.9	150.7	96.0
刈谷市	142,646	75.3	1,650	94.4	83.3	115.6	96.3	92.3
豊田市	309,624	92.3	1,980	104.6	79.2	151.1	119.7	94.1
安城市	143,146	97.1	1,650	95.9	65.7	146.7	96.4	93.2
小牧市	115,663	78.4	1,581	99.7	59.6	150.0	89.4	92.8
愛知県平均	125,146	87.8	2,126	102.8	78.5	153.2	119.1	84.5
類似団体全国平均	221,171	82.2	2,450	106.6	97.7	143.6	137.9	94.5

※類似団体…総務省が指標化した類型区分の愛知県内の団体

半田市の類型区分⇒Ab1

A=公共下水道処理区域内人口 10 万人以上

b=有収水量密度 5.0 千m³/ha 以上 7.5 千m³/ha 未満

1=供用開始後 25 年以上

※各市町の数値については総務省ホームページ 令和 4 年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

人口減少社会を迎え、処理区域内人口も減少し、令和 26 年度には 99,726 人となり、10 万人を下回ると予測されます。

なお、予測値は、半田市デジタル田園都市構想総合戦略の人口の将来推計を参考に、供用開始区域の拡大を加味して算定しています。

【単位：人】

年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
処理区域内人口	104,675	104,361	104,048	103,736	103,451	103,222	103,305	103,387	103,076	102,767
増 減		-314	-313	-312	-285	-229	83	82	-311	-309
うち区域拡大					26	82	392	392		
うち人口推計		-314	-313	-312	-311	-311	-309	-310	-311	-309

(2) 有収水量の予測

処理区域内人口は区域拡大により一時的に増加するものの減少を見込んでいますが、下水道接続人口は、それを超える未接続世帯の接続が見込まれるため、引き続き増加していくものと予測されます。一方、1人あたりの使用水量は、節水型機器の普及などにより減少傾向にあるため、令和7年度以降は減少に転じることが予測されます。

なお、接続率は、経営戦略最終年次（令和16年度）に93.6%を目指します。

【単位：表内()のとおり】

年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
接続人口(人)	93,300	93,580	93,861	94,142	94,451	94,816	95,454	96,093	96,381	96,670
増 減(人)		280	281	281	309	365	638	639	288	289
有収水量(千 m^3)	10,030	9,979	9,956	9,878	9,830	9,787	9,797	9,753	9,701	9,650
使用水量原単位 (ℓ /人/日)	294.5	292.1	289.8	287.5	285.1	282.7	280.2	281.2	275.7	273.4
接続率(%)	89.0	89.3	89.7	90.1	90.5	91.5	92.5	92.9	93.3	93.6

接 続 人 口 : 過去3年の伸び率平均

有 収 水 量 = 下水道接続人口 × 使用水量原単位 × 365日(または366日)

※計算値と異なるのは、使用水量原単位を端数整理して表記しているためです。

使用水量原単位 : 1人が1日に排出する汚水の量

接 続 率 = 下水道接続世帯数 ÷ 処理区域内世帯数

(3) 使用料収入の見通し

使用料単価（1 m³あたりの使用料収入）は低下傾向にあり、今後も節水型機器の普及や世帯人数の減少などにより一世帯（または一事業所）あたりの有収水量の減少が見込まれるため、その傾向が続くことが予測されます。

そのため、使用料収入は減少傾向となり、令和16年度では令和7年度の使用料収入に比べ、約92百万円の減となる見込みです。

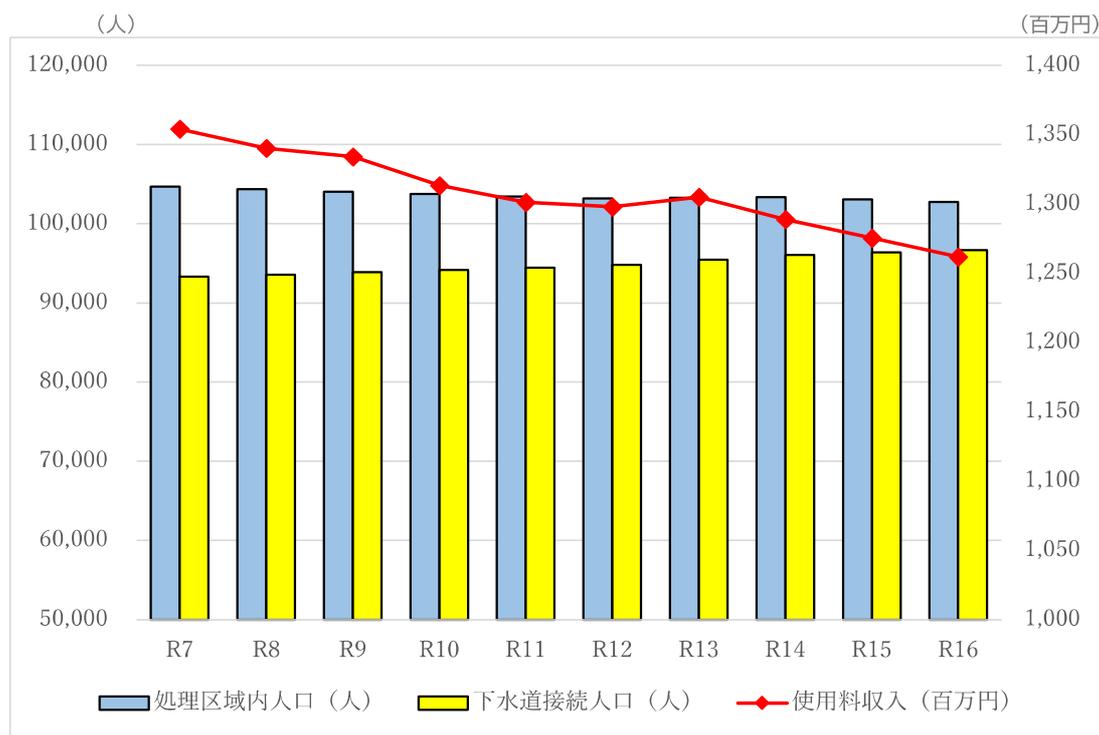
(税抜)【単位：表内()のとおり】

年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入(百万円)	1,354	1,340	1,334	1,313	1,301	1,298	1,305	1,289	1,275	1,262
使用料単価(円/m ³)	135.0	134.3	134.0	133.0	132.4	132.6	133.2	132.2	131.5	130.8
有収水量(千m ³)	10,030	9,979	9,956	9,878	9,830	9,787	9,797	9,753	9,701	9,650

使用料収入 = 使用料単価 × 有収水量

※計算値と異なるのは、使用料単価を端数整理して表記しているためです。

■人口予測と使用料収入の推移



(4) 施設の見通し

① 汚水事業

令和5年度末の整備率は96.1%で、残り75.1haとなっています。

令和5年度末の汚水管渠の総延長は517kmで、これから法定耐用年数である50年を迎える管渠が増えることになり、改築更新費用の増大が想定されます。ストックマネジメント手法を用いた維持管理を行い、施設の長寿命化と事業の平準化を図るとともに、重要な幹線等については耐震化工事を進めていく計画となっています。

なお、「流域下水道建設負担金」は、衣浦西部浄化センターの建設改良費負担金で、令和元年度から実施した汚泥焼却施設の更新にあたっては、常滑市、東海市、知多市の3処理場の焼却炉が新たに参入するなど、スケールメリットによる費用の低減を図りました。



▲ 既設管の撤去



▲ 新設管の埋設



▲ 衣浦西部浄化センター汚泥焼却施設

② 雨水事業

令和5年度末の整備率は84.4%で、雨水管渠の総延長は109kmとなっています。

浸水被害対策の基幹施設である排水ポンプ場には、稼働から40年を超えた施設もあり、機械設備や電気設備など耐用年数を超えたものが増えてきました。ストックマネジメント計画に基づく各施設の改築更新工事を実施するにあたっては、国の支援を得るとともに、工期の短縮とコストの削減を図るため、その施設の耐震化も合わせて進めていく計画となっています。



▲ 北浜田排水ポンプ場



▲ ディーゼルエンジン
(瑞穂排水ポンプ場)



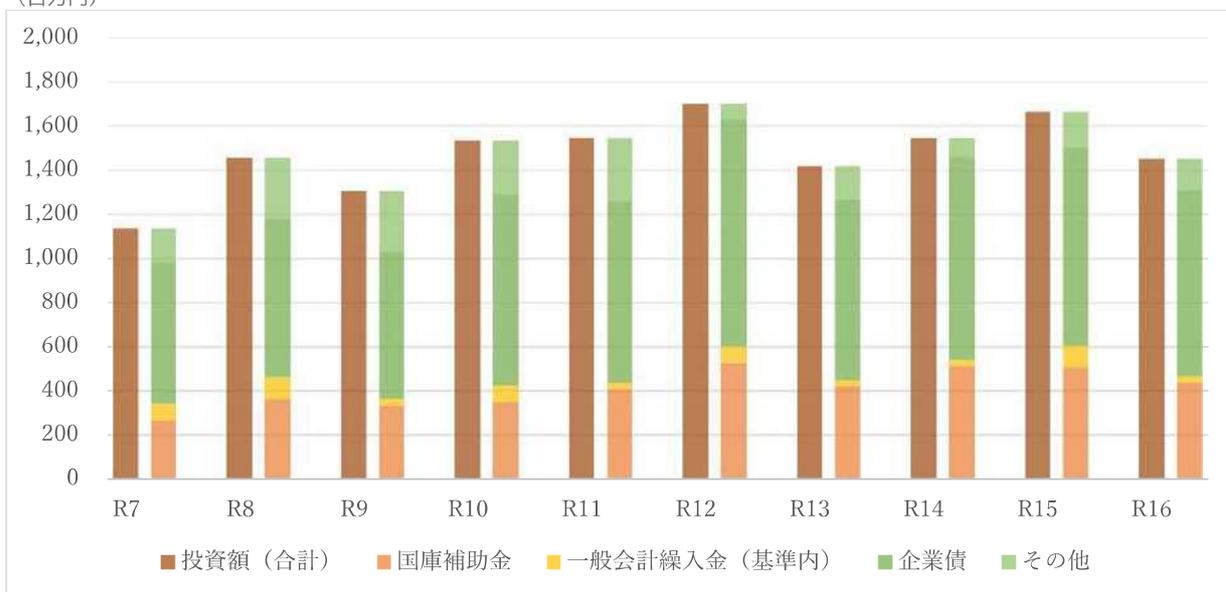
▲ ポンプの引き揚げ作業

■主な投資事業と財源

【単位：百万円】

事業名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
【汚水】面整備事業	0	0	0	6	125	464	145	278	292	64
【汚水】ストックマネジメント・耐震化	274	240	30	36	30	30	30	30	30	30
【汚水】流域下水道建設負担金	32	59	81	39	64	14	30	45	87	66
うち共同汚泥処理事業	1	7	15	-	-	-	-	-	-	-
【汚水】その他（工事等）	231	294	356	473	303	129	125	128	134	128
【雨水】ストックマネジメント・耐震化	415	725	711	820	850	904	927	915	963	1,009
【雨水】排水機場	51	37	7	35	38	50	50	38	42	42
【雨水】その他（工事等）	100	68	87	91	97	75	75	75	80	75
【汚水・雨水】その他（人件費等）	32	32	32	33	38	35	35	35	35	37
合計	1,135	1,455	1,304	1,533	1,545	1,701	1,417	1,544	1,663	1,451
国庫補助金	263	362	300	346	404	528	418	511	506	436
一般会計繰入金（基準内）	76	99	33	77	29	72	28	27	98	28
企業債	641	716	667	868	826	1,028	821	919	895	843
その他	155	278	274	242	286	73	150	87	164	144

(百万円)



(5) 組織の見直し

水道事業と共に組織の見直しを行い、経理・給排水に係る部門を企画経営に特化した部門に再編成することを検討しています。

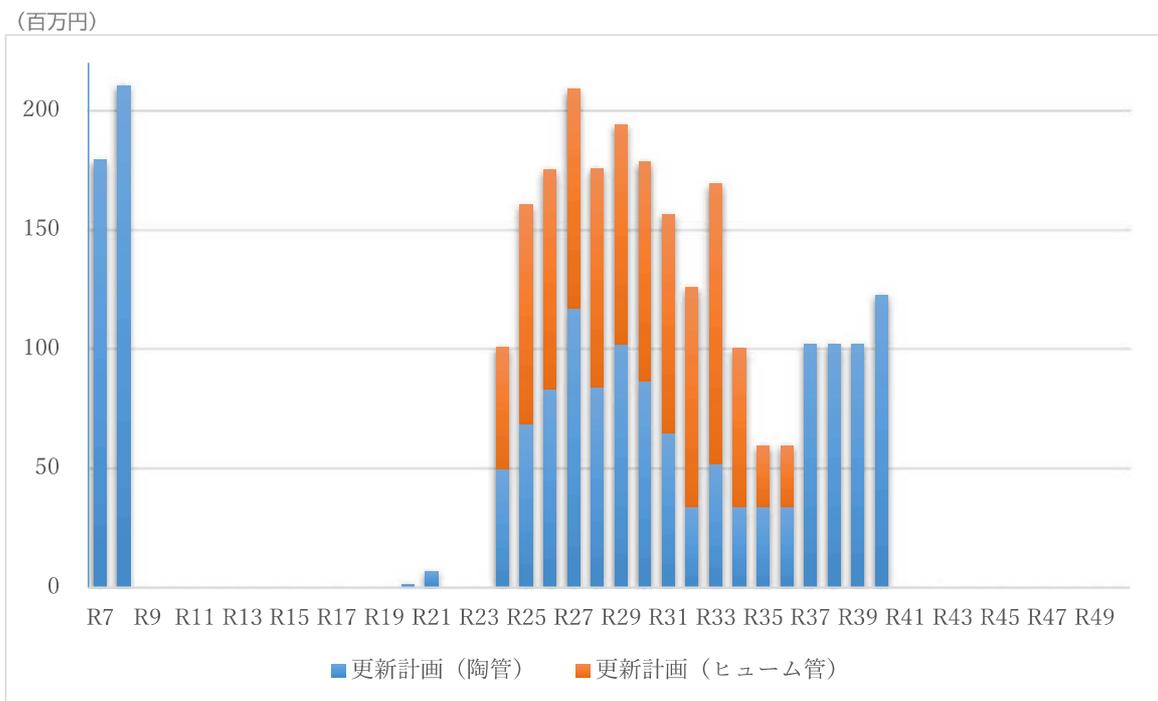
(6) 管渠更新計画（長期）

下水道管渠の更新にあたっては、管渠の破損などが他の管渠に比べて多い陶管を最優先に更新することとし、その後、ヒューム管・塩ビ管の更新を行っていきます。

管渠の更新目安は陶管を50年、ヒューム管・塩ビ管を75年とします。

令和24年度以降には昭和時代に整備した陶管及びヒューム管の更新時期となるため、更新期間中、年最大2億円程度の更新費用が必要となります。

■長期更新計画の推移（～令和50年度）



3. 経営の基本方針

(1) 持続可能な経営基盤の確立

下水道事業にかかる費用は、浸水被害対策である雨水事業は公費（＝税金）で負担し、汚水の処理費用は使用者の下水道使用料で賄うことが原則とされています。

市民生活に欠かすことのできない安全で快適なサービスを永続的に提供するため、一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営基盤の確立を目指します。

① 経営の効率化

使用料収入の増収が見込めない中、維持管理費は増加傾向にあるため、「ムダ」と「ムラ（事業費や事業量のバラツキ）」を省いた効率的な経営を目指します。

また、下水道施設の改築更新には多額の費用と期間を要するため、ストックマネジメント手法を用いた維持管理と計画的な改築更新により、下水道施設の長寿命化と事業の平準化を図り、ライフサイクルコストの低減に努めます。

② 広域化・共同化・最適化

汚水処理事業は、愛知県の衣浦西部浄化センターを用いて、知多市・阿久比町・東浦町・武豊町と共同で広域的な処理事業やシステム共同化など、引き続きスケールメリットによるコストの縮減に努めます。

また、同浄化センターの汚泥焼却施設が更新時期を迎える中、常滑市・東海市・知多市の3処理場から発生する脱水ケーキ（汚水の処理残渣）を新たに同浄化センターで共同処理を開始し、今後は全県域での汚泥処理を検討しており、建設費用や処理費用の大幅な削減を図ります。

③ 使用料収入の見直し

直近の下水道使用料の改定は令和5年4月で、令和5年度決算における使用料単価は133.65円/m³で、全国平均や全国と同規模団体と同水準まで上昇しましたが、令和5年度決算における経費回収率は89.10%であり、依然として汚水処理費を賄えていない状況にあります。

このため、再度「半田市下水道使用料審議会」を開催し、適正な使用料単価と使用料体系を検証し、「独立採算制の原則」に則った経営を推進してまいります。

また、下水道使用料審議会を5年に1度開催することとし、適正な使用料の維持に努めます。

■事業費と財源（汚水事業）

(経費)	維持管理費	資 本 費		
		私費負担部分（＝使用料対象経費）		公費負担部分
(財源)	使用料収入		不足額	基準内繰入金
			一般会計繰入金	

※総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰入金について」に示された基準に基づく一般会計繰入金を「基準内繰入金」という。

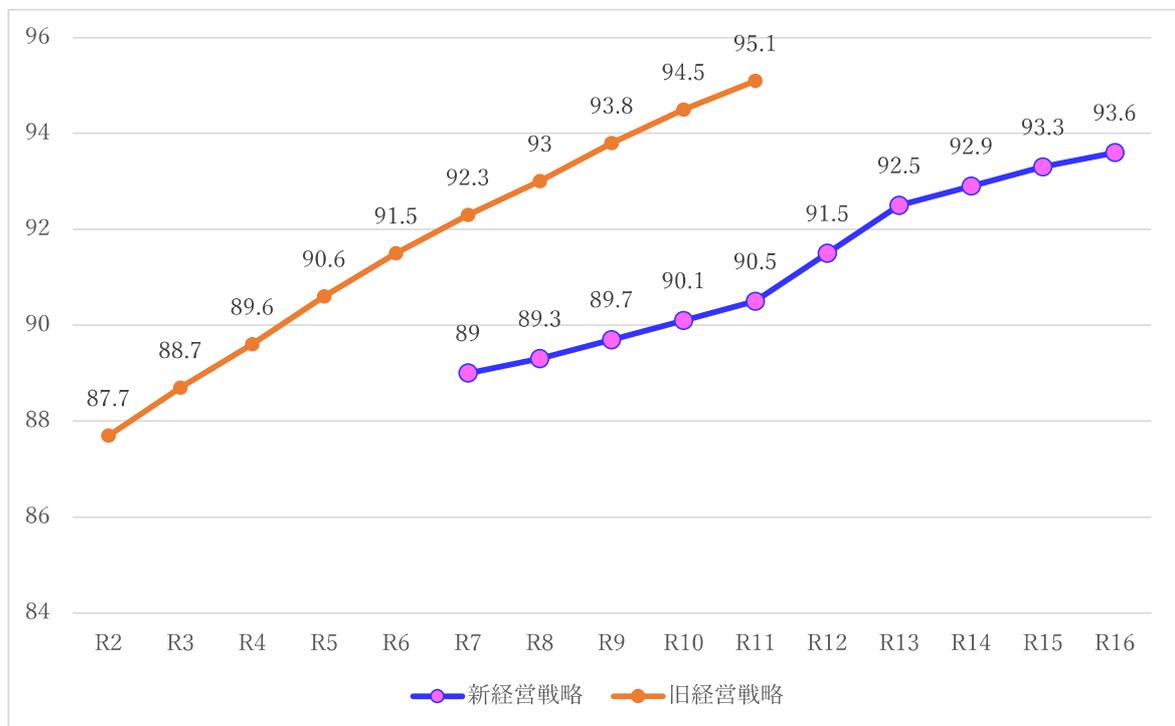
※「不足額」を一般会計からの「基準外繰入金」で賄っているのが現状です。

(2) 下水道接続率の向上

快適な生活環境の実現と公共用水域の水質改善に寄与するため、下水道接続率の向上に努めます。

基本成果指標	旧経営戦略目標値			新経営戦略目標値			
	計画策定時	目標値	目標値	実績値	実績値	目標値	目標値
	令和2年度	令和5年度	令和11年度	令和2年度	令和5年度	令和11年度	令和16年度
公共下水道接続率	87.7%	90.6%	95.1%	87.0%	88.6%	90.5%	93.6%

■接続率の推移（見込み）



★小学校出前
講座の様子

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

① 収益的収支（税抜き）※汚水事業のみ【使用料改定した場合】

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,365,014	1,460,970	1,354,694	1,460,117
	(1) 料 金 収 入		1,336,022	1,408,045	1,354,069	1,459,492
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		28,398	52,300	0	0
	(3) そ の 他		594	625	625	625
	2. 営 業 外 収 益		811,725	780,779	800,464	684,659
	(1) 補 助 金		271,045	242,923	263,783	153,793
	他 会 計 補 助 金		271,045	242,923	263,783	153,793
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		540,302	537,502	536,327	530,512
	(3) そ の 他		378	354	354	354
	収 入 計 (C)		2,176,739	2,241,749	2,155,158	2,144,776
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,967,440	2,073,807	2,002,561	2,002,528
	(1) 職 員 給 与 費		43,562	56,050	56,855	57,673
	基 本 給		22,777	22,628	23,036	23,451
	退 職 給 付 費		0	10,552	10,552	10,552
	そ の 他		20,785	22,870	23,267	23,670
	(2) 経 費		743,897	840,499	770,211	773,788
	動 力 費		679	46,151	860	860
	修 繕 費		20,115	15,958	1,150	6,719
	材 料 費					
	そ の 他		723,104	778,390	768,201	766,209
(3) 減 価 償 却 費		1,179,981	1,177,258	1,175,495	1,171,067	
2. 営 業 外 費 用		181,345	167,942	152,596	142,248	
(1) 支 払 利 息		180,871	167,504	152,158	141,774	
(2) そ の 他		474	438	438	474	
	支 出 計 (D)		2,148,785	2,241,749	2,155,157	2,144,776
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		27,954	△ 0	0	△ 0
	特 別 利 益 (F)					
	特 別 損 失 (G)		0	1	1	1
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 1	△ 1	△ 1
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		27,954	△ 1	△ 1	△ 1
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)					
流 動	資 産 (J)					
	う ち 未 収 金					
流 動	負 債 (K)					
	う ち 建 設 改 良 費 分					
	う ち 一 時 借 入 金					
	う ち 未 払 金					
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)					
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,336,616	1,408,670	1,354,694	1,460,117
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 の 不 足 比 率 ((L) / (M) × 100)					
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (N)					
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)					
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)					
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)					
	原 価 率 (料 金 収 入 / 営 業 費 用 × 100)		147.3	147.3	147.9	137.2

② 資本的収支（税抜き）※汚水事業のみ【使用料改定した場合】

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)			
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		187,830	311,900	394,124	341,071	248,226	
	うち資本費平準化債							
	2. 他 会 計 出 資 金		104,990	104,635	104,280	104,201	103,934	
	3. 他 会 計 補 助 金		86,836	86,749	87,447	89,487	89,992	
	4. 他 会 計 負 担 金		5,229	21,245	40,238	151,226	154,251	
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国（都道府県）補助金		45,775	58,755	75,909	82,333	13,634	
	7. 固定資産売却代金							
	8. 工 事 負 担 金		5,219	8,865	13,065	8,865	6,295	
	9. そ の 他		0	1	1	1	1	
計 (A)		435,879	592,150	715,064	777,184	616,333		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)								
純 計 (A)-(B) (C)		435,879	592,150	715,064	777,184	616,333		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		254,592	401,604	545,266	599,978	444,263	
	うち職員給与費		12,915	13,377	13,614	13,856	14,103	
	2. 企 業 債 償 還 金		1,431,106	1,315,433	1,084,420	984,696	818,391	
	3. 他会計長期借入返還金							
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他								
計 (D)		1,685,698	1,717,037	1,629,686	1,584,674	1,262,654		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,249,819	1,124,887	914,622	807,491	646,321		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		644,357	641,541	640,953	642,300	646,498	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
計 (F)		644,357	641,541	640,953	642,300	646,498		
補填財源不足額 (E)-(F)		605,462	483,346	273,669	165,191	△ 177		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		9,995,117	8,991,585	8,301,289	7,657,664	7,087,500		

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)			
収 益 的 収 支 分			271,045	223,005	243,157	131,519	110,661	
	うち基準内繰入金		78,067	131,219	93,542	94,861	110,661	
	うち基準外繰入金		192,978	91,786	149,615	36,658	0	
資 本 的 収 支 分			762,891	674,732	465,396	358,878	193,749	
	うち基準内繰入金		86,836	86,751	87,447	89,487	89,992	
	うち基準外繰入金		676,055	587,981	377,949	269,391	103,757	
合 計		1,033,936	897,737	708,553	490,397	304,410		

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
375,224	297,547	476,468	228,829	349,195	398,670	237,800
103,667	103,400	103,134	102,869	102,604	102,340	102,076
87,599	77,864	64,938	45,935	30,501	16,269	16,253
133,787	146,401	0	0	0	0	0
18,347	59,460	167,211	48,267	113,837	120,724	32,137
60,895	56,695	23,095	6,295	6,295	6,295	6,295
1	1	1	1	1	1	1
779,520	741,368	834,847	432,196	602,433	644,299	394,562
779,520	741,368	834,847	432,196	602,433	644,299	394,562
564,345	537,040	648,293	340,837	491,824	553,512	299,250
14,354	14,609	14,868	15,132	15,402	15,676	15,954
747,951	715,782	667,478	608,338	506,903	414,897	349,373
1,312,296	1,252,822	1,315,771	949,175	998,727	968,409	648,623
532,776	511,454	480,924	516,979	396,294	324,110	254,061
649,034	653,116	655,098	658,731	661,036	661,749	662,574
649,034	653,116	655,098	658,731	661,036	661,749	662,574
△ 116,258	△ 141,662	△ 174,174	△ 141,752	△ 264,742	△ 337,639	△ 408,513
6,714,773	6,296,538	6,105,529	5,726,021	5,568,313	5,552,087	5,440,515

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
115,641	119,576	116,510	113,494	115,877	121,754	129,983
115,641	119,576	116,510	113,494	115,877	121,754	129,983
0	0	0	0	0	0	0
111,666	77,864	64,938	45,935	30,501	16,269	16,253
87,599	77,864	64,938	45,935	30,501	16,269	16,253
24,067	0	0	0	0	0	0
227,307	197,440	181,448	159,429	146,378	138,023	146,236

③ 収益的収支（税抜き）※下水道事業全体【使用料改定した場合】

区 分		年 度	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,034,100	2,121,918	2,032,129	2,129,941
	(1) 料 金 収 入		1,336,022	1,408,045	1,354,069	1,459,492
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		28,398	52,300	0	0
	(3) そ の 他		669,680	661,573	678,060	670,449
	2. 営 業 外 収 益		1,309,657	1,259,852	1,255,093	1,164,280
	(1) 補 助 金		271,045	223,005	243,157	131,519
	他 会 計 補 助 金		271,045	223,005	243,157	131,519
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,033,287	1,036,426	1,011,515	1,032,340
	(3) そ の 他		5,325	421	421	421
収 入 計 (C)			3,343,757	3,381,770	3,287,222	3,294,221
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		3,031,356	3,158,129	3,084,696	3,104,735
	(1) 職 員 給 与 費		84,216	97,821	99,186	100,574
	基 本 給		37,961	37,682	38,361	39,052
	退 職 給 付 費		10,141	21,105	21,105	21,105
	そ の 他		36,114	39,034	39,720	40,417
	(2) 経 費		955,533	1,040,639	965,089	982,427
	動 力 費		41,372	46,151	46,151	46,151
	修 繕 費		90,289	92,636	68,197	87,156
	材 料 費					
	そ の 他		823,873	901,852	850,741	849,120
(3) 減 価 償 却 費		1,991,607	2,019,669	2,020,421	2,021,734	
2. 営 業 外 費 用		253,405	206,019	202,528	189,489	
(1) 支 払 利 息		233,060	190,071	182,974	168,638	
(2) そ の 他		20,345	15,948	19,554	20,851	
支 出 計 (D)			3,284,761	3,364,148	3,287,224	3,294,224
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			58,996	17,622	△ 3	△ 3
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)			0	3	3	3
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			0	△ 3	△ 3	△ 3
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			58,996	17,619	△ 6	△ 6
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
流 動 資 産 (J)						
う ち 未 収 金						
流 動 負 債 (K)						
う ち 建 設 改 良 費 分						
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金						
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			2,005,702	2,069,618	2,032,129	2,129,941
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)						

④ 資本的収支（税抜き）※下水道事業全体【使用料改定した場合】

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		966,000	622,100	588,624	692,671	669,026
		うち資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金		803,167	615,092	398,457	303,968	111,230
		3. 他 会 計 補 助 金		86,836	86,749	87,447	89,487	89,992
		4. 他 会 計 負 担 金		270,100	49,066	91,718	187,746	160,851
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金		656,944	222,285	207,709	306,233	248,234
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金		5,219	8,865	13,065	8,865	6,295
		9. そ の 他		0	1	1	1	1
	計 (A)		2,788,266	1,604,158	1,387,021	1,588,971	1,285,629	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		2,788,266	1,604,158	1,387,021	1,588,971	1,285,629	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		1,936,089	916,842	991,695	1,309,799
うち職員給与費				26,890	29,566	30,094	30,630	31,177
2. 企 業 債 償 還 金				1,842,787	1,691,818	1,402,791	1,273,587	1,053,657
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)		3,778,876	2,608,660	2,394,486	2,583,386	2,189,850		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			990,610	1,004,502	1,007,465	994,415	904,221	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		975,620	985,060	1,012,753	994,415	1,027,889
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他						
計 (F)		975,620	985,060	1,012,753	994,415	1,027,889		
補填財源不足額 (E)-(F)			14,990	19,442	△ 5,288	0	△ 123,668	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			13,565,167	12,495,450	11,681,283	11,100,368	10,715,737	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)			
収益的収支分				901,369	863,188	920,592	801,343	811,056
	うち基準内繰入金			708,391	771,402	770,977	764,685	811,056
	うち基準外繰入金			192,978	91,786	149,615	36,658	0
資本的収支分				912,696	749,920	537,384	429,975	207,822
	うち基準内繰入金			236,641	161,939	159,435	160,584	104,065
	うち基準外繰入金			676,055	587,981	377,949	269,391	103,757
合 計				1,814,065	1,613,108	1,457,976	1,231,318	1,018,878

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,025,124	962,947	1,094,868	850,529	963,895	981,770	908,900
31,421	7,264	5,877	3,947	2,665	0	0
87,599	77,864	64,938	45,935	30,501	16,269	16,253
168,787	184,401	50,000	50,000	38,000	42,000	42,000
425,197	453,060	563,961	418,267	479,837	505,424	435,337
60,895	56,695	23,095	6,295	6,295	6,295	6,295
1	1	1	1	1	1	1
1,799,024	1,742,232	1,802,740	1,374,974	1,521,194	1,551,759	1,408,786
1,799,024	1,742,232	1,802,740	1,374,974	1,521,194	1,551,759	1,408,786
1,725,289	1,662,663	1,785,233	1,411,799	1,540,114	1,658,236	1,445,815
31,734	32,300	32,876	33,462	34,060	34,668	35,287
955,792	934,489	867,810	787,556	680,760	569,364	501,549
2,681,081	2,597,152	2,653,043	2,199,355	2,220,874	2,227,600	1,947,364
882,057	854,920	850,303	824,381	699,680	675,841	538,578
1,034,386	1,050,746	1,061,750	1,075,909	1,086,953	1,082,132	1,095,099
1,034,386	1,050,746	1,061,750	1,075,909	1,086,953	1,082,132	1,095,099
△ 152,329	△ 195,826	△ 211,447	△ 251,528	△ 387,273	△ 406,291	△ 556,521
10,785,070	10,813,528	11,040,587	11,103,561	11,386,696	11,799,103	12,206,454

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
825,847	850,447	866,988	884,488	905,860	916,468	946,640
825,847	850,447	866,988	884,488	905,860	916,468	946,640
0	0	0	0	0	0	0
154,020	123,128	120,815	99,882	71,166	58,269	58,253
129,953	123,128	120,815	99,882	71,166	58,269	58,253
24,067	0	0	0	0	0	0
979,867	973,575	987,803	984,370	977,026	974,737	1,004,893

⑤ 収益的収支（税抜き）※汚水事業のみ 【使用料改定しない場合】

区 分		年 度	令和5年度 （決算）	令和6年度 （予算）	令和7年度	令和8年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,365,014	1,460,970	1,354,694	1,340,962
	(1) 料 金 収 入		1,336,022	1,408,045	1,354,069	1,340,337
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		28,398	52,300	0	0
	(3) そ の 他		594	625	625	625
	2. 営 業 外 収 益		811,725	780,779	800,464	803,814
	(1) 補 助 金		271,045	242,923	263,783	272,948
	他 会 計 補 助 金		271,045	242,923	263,783	272,948
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		540,302	537,502	536,327	530,512
	(3) そ の 他		378	354	354	354
	収 入 計 (C)		2,176,739	2,241,749	2,155,158	2,144,776
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,967,440	2,073,807	2,002,561	2,002,528
	(1) 職 員 給 与 費		43,562	56,050	56,855	57,673
	基 本 給		22,777	22,628	23,036	23,451
	退 職 給 付 費		0	10,552	10,552	10,552
	そ の 他		20,785	22,870	23,267	23,670
	(2) 経 費		743,897	840,499	770,211	773,788
	動 力 費		679	46,151	860	860
	修 繕 費		20,115	15,958	1,150	6,719
	材 料 費					
	そ の 他		723,104	778,390	768,201	766,209
(3) 減 価 償 却 費		1,179,981	1,177,258	1,175,495	1,171,067	
2. 営 業 外 費 用		181,345	167,942	152,596	142,248	
(1) 支 払 利 息		180,871	167,504	152,158	141,774	
(2) そ の 他		474	438	438	474	
	支 出 計 (D)		2,148,785	2,241,749	2,155,157	2,144,776
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		27,954	△ 0	0	△ 0
	特 別 利 益 (F)					
	特 別 損 失 (G)		0	1	1	1
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 1	△ 1	△ 1
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		27,954	△ 1	△ 1	△ 1
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)					
流 動 資 産 (J)						
う ち 未 収 金						
流 動 負 債 (K)						
う ち 建 設 改 良 費 分						
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金						
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)					
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,336,616	1,408,670	1,354,694	1,340,962
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)					
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)					
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)					
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)					
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)					
	原 価 率 (料 金 収 入 / 営 業 費 用 × 100)		147.3	147.3	147.9	149.4

⑥ 資本的収支（税抜き）※汚水事業のみ【使用料改定しない場合】

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)			
資本的収入	資本的収入	1. 企業債		187,830	311,900	395,936	288,029	347,329
		うち資本費平準化債						
		2. 他会計出資金		676,055	533,042	377,949	269,671	113,955
		3. 他会計補助金		86,836	86,749	87,447	89,487	89,992
		4. 他会計負担金		0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金						
		6. 国（都道府県）補助金		45,775	58,755	65,775	38,655	43,171
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工事負担金		5,219	8,865	13,065	8,865	6,295
		9. その他		0	1	1	1	1
	計 (A)		1,001,715	999,312	940,173	694,708	600,743	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		1,001,715	999,312	940,173	694,708	600,743	
	資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費		254,592	401,604	536,944	503,578
うち職員給与費				12,915	13,377	13,614	13,856	14,103
2. 企業債償還金				1,431,106	1,315,433	1,084,420	984,696	827,203
3. 他会計長期借入返還金								
4. 他会計への支出金								
5. その他								
計 (D)		1,685,698	1,717,037	1,621,364	1,488,274	1,400,776		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			683,983	717,725	681,191	793,566	800,033	
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金		644,357	641,541	640,953	642,340	645,782
		2. 利益剰余金処分量						
		3. 繰越工事資金						
		4. その他						
計 (F)		644,357	641,541	640,953	642,340	645,782		
補填財源不足額 (E)-(F)			39,626	76,184	40,238	151,226	154,251	
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			13,565,167	12,495,450	11,764,795	11,212,638	10,987,727	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)			
収益的収支分			271,045	242,923	263,783	272,948	289,077	
	うち基準内繰入金		78,067	151,193	113,963	117,244	131,045	
	うち基準外繰入金		192,978	91,730	149,820	155,704	158,032	
資本的収支分			762,891	674,732	465,396	359,158	203,947	
	うち基準内繰入金		86,836	86,751	87,447	89,487	89,992	
	うち基準外繰入金		676,055	587,981	377,949	269,671	113,955	
合 計			1,033,936	917,655	729,179	632,106	493,024	

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
474,548	397,202	576,123	327,484	447,850	497,325	336,455
163,356	146,639	122,217	162,114	37,916	0	0
87,599	78,229	65,338	46,677	31,539	16,810	17,110
0	0	0	0	0	0	0
48,003	89,295	197,046	78,102	143,672	150,559	61,972
60,895	56,695	23,095	6,295	6,295	6,295	6,295
1	1	1	1	1	1	1
834,402	768,061	983,820	620,673	667,273	670,990	421,833
834,402	768,061	983,820	620,673	667,273	670,990	421,833
690,908	664,947	776,200	468,744	619,731	681,419	427,157
14,354	14,609	14,868	15,132	15,402	15,676	15,954
768,297	744,611	696,456	640,999	542,501	462,245	397,235
1,459,205	1,409,558	1,472,656	1,109,743	1,162,232	1,143,664	824,392
624,803	641,497	488,836	489,070	494,959	472,674	402,559
649,807	655,381	658,859	663,955	667,756	669,965	672,287
649,807	655,381	658,859	663,955	667,756	669,965	672,287
△ 25,004	△ 13,884	△ 170,023	△ 174,885	△ 172,797	△ 197,291	△ 269,728
11,000,258	10,993,779	11,198,785	11,275,569	11,559,791	11,953,203	12,340,630

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
313,964	322,540	321,196	314,218	325,930	331,772	338,527
146,194	149,908	150,652	149,315	151,476	151,886	152,435
167,770	172,632	170,544	164,903	174,454	179,886	186,092
250,955	224,868	187,555	208,791	69,455	16,810	17,110
87,599	78,229	65,338	46,677	31,539	16,810	17,110
163,356	146,639	122,217	162,114	37,916	0	0
564,919	547,408	508,751	523,010	395,385	348,582	355,637

⑦ 収益的収支（税抜き）※下水道事業全体【使用料改定しない場合】

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,034,100	2,121,918	2,057,275	2,044,367	
	(1) 料 金 収 入		1,336,022	1,408,045	1,354,069	1,340,337	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		28,398	52,300	0	0	
	(3) そ の 他		669,680	661,573	703,206	704,030	
	2. 営 業 外 収 益		1,309,657	1,279,770	1,276,031	1,306,980	
	(1) 補 助 金		271,045	242,923	263,783	272,948	
	他 会 計 補 助 金		271,045	242,923	263,783	272,948	
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,033,287	1,036,426	1,011,827	1,033,611	
	(3) そ の 他		5,325	421	421	421	
	収 入 計 (C)		3,343,757	3,401,688	3,333,306	3,351,347	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		3,031,356	3,158,129	3,085,964	3,108,675
		(1) 職 員 給 与 費		84,216	97,821	99,186	100,574
基 本 給 与 費			37,961	37,682	38,361	39,052	
退 職 給 付 費			10,141	21,105	21,105	21,105	
そ の 他			36,114	39,034	39,720	40,417	
(2) 経 費			955,533	1,040,639	965,713	983,051	
動 力 費			41,372	46,151	46,151	46,151	
修 繕 費			90,289	92,636	68,197	87,156	
材 料 費							
そ の 他			823,873	901,852	851,365	849,744	
(3) 減 価 償 却 費			1,991,607	2,019,669	2,021,065	2,025,050	
2. 営 業 外 費 用			253,405	246,333	247,344	242,675	
(1) 支 払 利 息			233,060	230,385	227,790	221,824	
(2) そ の 他		20,345	15,948	19,554	20,851		
支 出 計 (D)		3,284,761	3,404,462	3,333,308	3,351,350		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		58,996	△ 2,774	△ 3	△ 3		
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)		0	3	3	3		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	△ 3	△ 3	△ 3		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		58,996	△ 2,777	△ 6	△ 6		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)							
う ち 未 収 金							
流 動 負 債 (K)							
う ち 建 設 改 良 費 分							
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金							
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,005,702	2,069,618	2,057,275	2,044,367		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 規 模 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)							

⑧ 資本的収支（税抜き）※下水道事業全体【使用料改定しない場合】

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)			
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	966,000	622,100	672,136	721,429	847,229
	うち資本費平準化債					
	2. 他 会 計 出 資 金	803,167	615,092	397,581	301,599	121,428
	3. 他 会 計 補 助 金	86,836	86,749	87,447	89,487	89,992
	4. 他 会 計 負 担 金	270,100	49,066	91,718	187,746	160,851
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国（都道府県）補助金	656,944	222,285	253,075	318,055	329,671
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工 事 負 担 金	5,219	8,865	13,065	8,865	6,295
	9. そ の 他	0	1	1	1	1
	計 (A)	2,788,266	1,604,158	1,515,023	1,627,182	1,555,467
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純 計 (A)-(B) (C)	2,788,266	1,604,158	1,515,023	1,627,182	1,555,467
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,951,529	945,439	1,120,653	1,350,679	1,396,513
	うち職員給与費	26,890	29,566	30,094	30,630	31,177
	2. 企 業 債 償 還 金	1,842,787	1,691,818	1,402,791	1,273,587	1,072,141
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
	5. そ の 他					
	計 (D)	3,794,316	2,637,257	2,523,444	2,624,266	2,468,654
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,006,050	1,033,099	1,008,421	997,084	913,187
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	975,620	985,060	1,013,709	997,084	1,031,461
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
	3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他					
	計 (F)	975,620	985,060	1,013,709	997,084	1,031,461
	補填財源不足額 (E)-(F)	30,430	48,039	△ 5,288	0	△ 118,274
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)					
	企 業 債 残 高 (H)	13,565,167	12,495,450	11,764,795	11,212,638	10,987,727

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)			
収 益 的 収 支 分		901,369	903,502	966,364	976,353	1,029,472
	うち基準内繰入金	708,391	811,772	816,544	820,649	871,440
	うち基準外繰入金	192,978	91,730	149,820	155,704	158,032
資 本 的 収 支 分		912,696	778,517	536,508	427,606	218,020
	うち基準内繰入金	236,641	190,536	158,559	157,935	104,065
	うち基準外繰入金	676,055	587,981	377,949	269,671	113,955
合 計		1,814,065	1,682,019	1,502,872	1,403,959	1,247,492

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,007,148	989,202	1,140,723	949,184	1,062,550	1,080,425	1,007,555
170,710	153,903	128,094	167,991	43,793	5,877	5,877
87,599	78,229	65,338	46,677	31,539	16,810	17,110
168,787	184,401	50,000	50,000	38,000	42,000	42,000
376,013	434,075	558,296	448,102	509,672	535,259	465,172
60,895	56,695	23,095	6,295	6,295	6,295	6,295
1	1	1	1	1	1	1
1,871,153	1,896,506	1,965,547	1,668,250	1,691,850	1,686,667	1,544,010
1,871,153	1,896,506	1,965,547	1,668,250	1,691,850	1,686,667	1,544,010
1,658,779	1,670,623	1,826,093	1,541,959	1,670,274	1,788,396	1,575,975
31,734	32,300	32,876	33,462	34,060	34,668	35,287
994,617	995,682	935,717	870,471	775,117	681,137	614,252
2,653,396	2,666,305	2,761,810	2,412,430	2,445,391	2,469,533	2,190,227
782,243	769,799	796,263	744,180	753,541	782,866	646,217
1,040,323	1,055,943	1,067,017	1,081,742	1,094,282	1,090,957	1,105,421
1,040,323	1,055,943	1,067,017	1,081,742	1,094,282	1,090,957	1,105,421
△ 258,080	△ 286,144	△ 270,754	△ 337,562	△ 340,741	△ 308,091	△ 459,204
11,000,258	10,993,779	11,198,785	11,275,569	11,559,791	11,953,203	12,340,630

(単位：千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,067,685	1,093,691	1,108,834	1,119,934	1,145,878	1,142,954	1,158,699
899,915	921,059	938,290	955,031	971,424	963,068	972,607
167,770	172,632	170,544	164,903	174,454	179,886	186,092
293,309	270,132	243,432	264,668	113,332	64,687	64,987
129,953	123,493	121,215	102,554	75,416	64,687	64,987
163,356	146,639	122,217	162,114	37,916	0	0
1,360,994	1,363,823	1,352,266	1,384,603	1,259,210	1,207,641	1,223,686

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

ア. 污水整備事業

令和5年度末で下水道事業計画面積 1943.5ha に対して整備面積は 1868.4ha(整備率 96.1%) であり、面整備事業（供用開始区域の拡大事業）は概ね完了し、重要な幹線については耐震化が完了しています。

令和11年～13年にかけては供用区域の拡大を見込んでおります。

イ. 流域下水道建設負担金（衣浦西部浄化センター建設費負担金）

汚泥焼却施設の耐震化や改築などの更新事業（令和7～16年度）に約5億円の負担金を予定しています。

ウ. 雨水整備事業

排水ポンプ場は、ストックマネジメント計画に基づく改築更新工事に合わせ、施設の耐震化を進めていく計画となっています。



▲ 汚水管の布設替



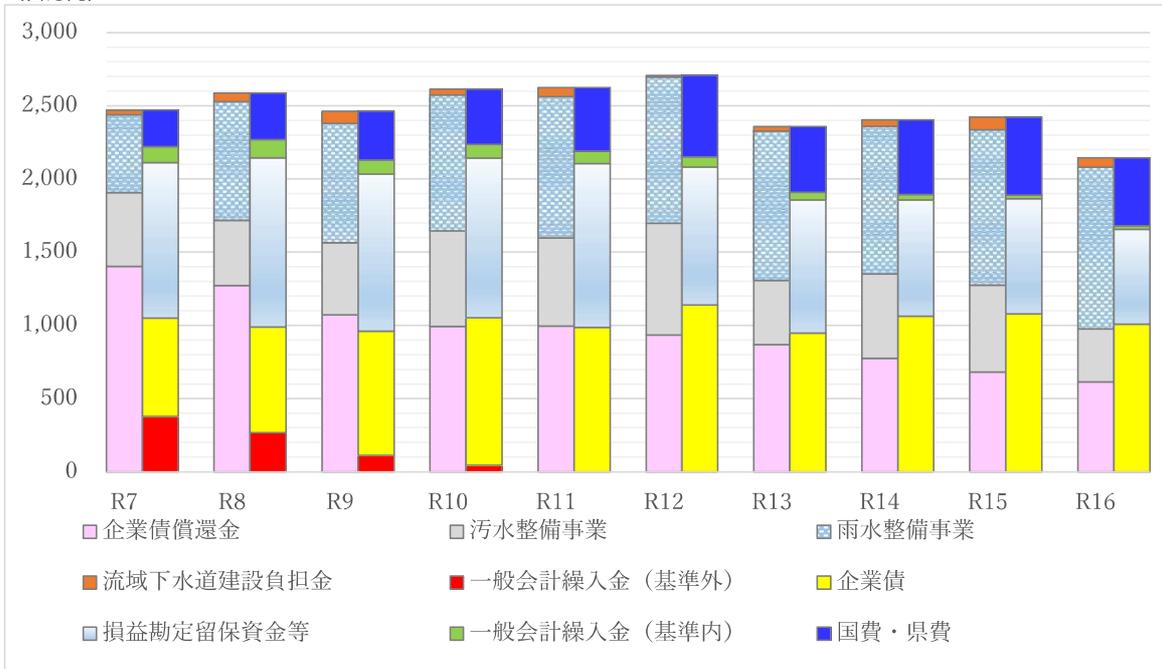
▲ 衣浦西部浄化センター
汚泥焼却施設



▲ 排水ポンプ
(北浜田排水ポンプ場)

■ 資本的収支

(百万円)



② 収支計画のうち財源についての説明

経営の効率化を図るとともに適正な下水道使用料を設定することで、基準外繰入金に依存しない下水道事業の健全な運営を行います。

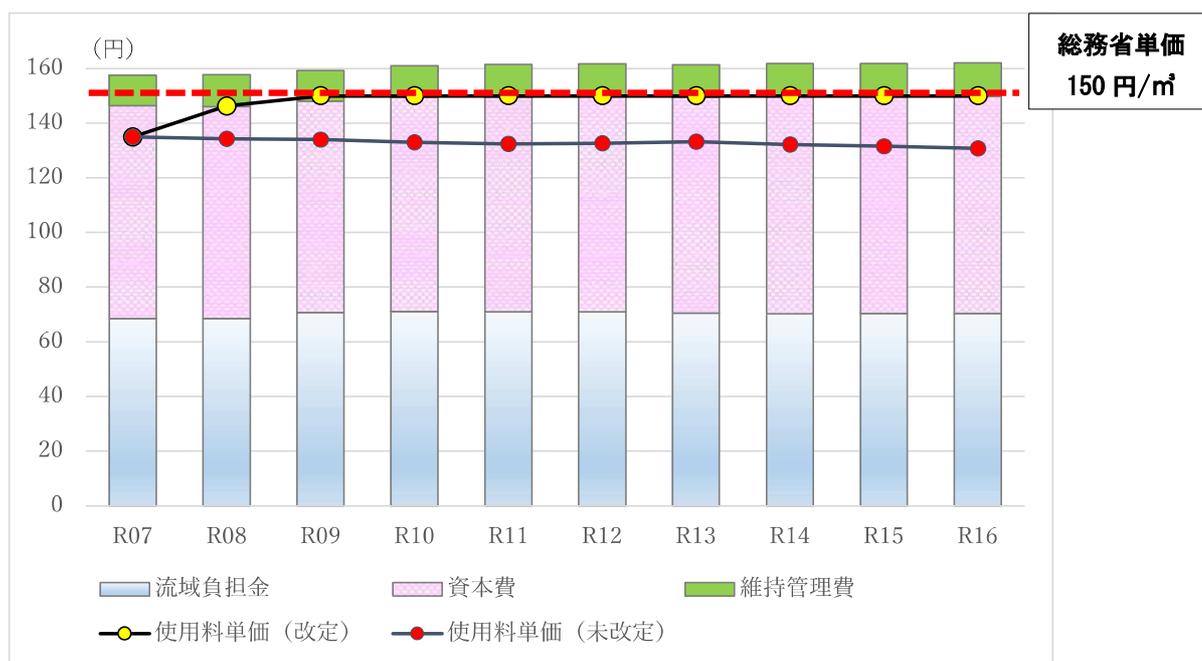
ア. 使用料

使用料収入は、現行の使用料体系に基づき算出しています。(P.16 参照)
 汚水の処理原価(1 m³あたりの汚水処理費)は光熱水費や物価高騰などにより総務省が標準とする150 円/m³を超える160 円/m³前後となっています。

使用料単価(1 m³あたりの使用料収入)は、令和5年4月に使用料改定に伴い、令和5年度の使用料単価は前年度比16.51 円増の133.65 円となり、汚水処理費を使用料収入で賄うことができない状況となっています。

また、現行の使用料体系では、流域下水道管理運営費負担金(衣浦西部流域下水道浄化センターにおける汚水処理費用)や資本費といった固定的な経費さえも賄えていないことから、使用料の再度の見直しが避けては通れない課題となっており、令和8年度に使用料改定を実施した場合のシミュレーションをしています

■汚水処理原価・使用料単価の推移



■使用料改定の有無による収益的収支不足額シミュレーション (単位：百万円)

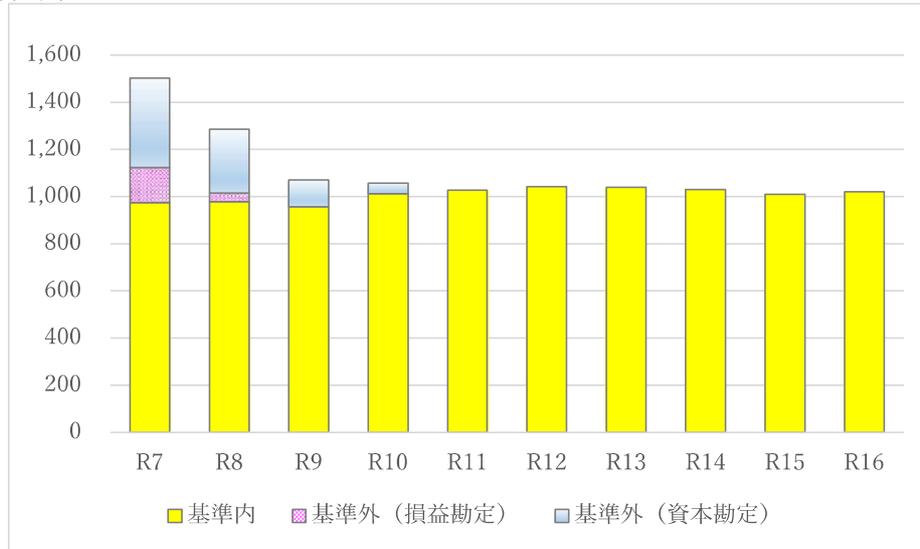
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料改定した場合の不足額	150	37	0	0	0	0	0	0	0	0
使用料改定をしなかった場合の不足額	150	156	158	168	173	171	165	174	180	186
差 額	0	▲119	▲158	▲168	▲173	▲171	▲165	▲174	▲180	▲186

イ. 一般会計繰入金

基準内繰入金が公費で負担すべき経費であるのに対し、基準外繰入金は、使用料対象経費の不足額を公費（＝税金）で補てんしているものです。本来、使用料で賄うべき経費であるため、前述のとおり使用料を見直すことにより、損益勘定における基準外繰入金は、令和8年度の使用料改定により0円となる見込みです。

■一般会計繰入金の推移（令和8年度に使用料を改定した場合）

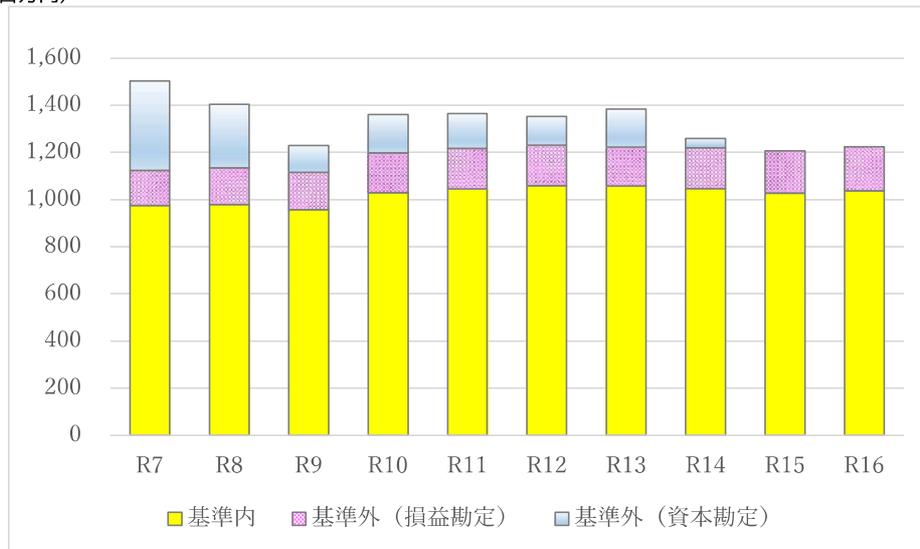
（百万円）



※令和11年度以降の基準外繰入金は「0」となります。

■一般会計繰入金の推移（令和8年度に使用料を改定しなかった場合）

（百万円）



※使用料改定しなかった場合には基準外繰入金は残ります。

ウ. 企業債（汚水事業）

下水道施設は長期間にわたって使用するインフラであることから、世代間の公平性を保つため、起債対象事業については企業債を借り入れることとしています。

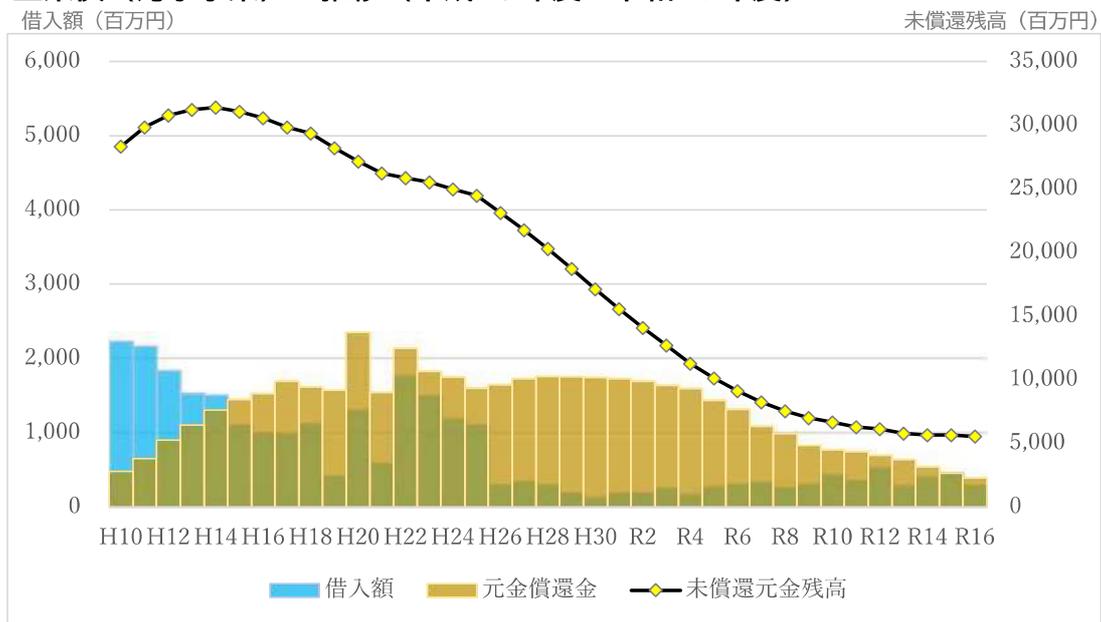
下水道事業における企業債残高は、平成14年の約314億円をピークに年々減少しており、令和6年度末では91億円程度、令和16年度末では55億円程度になる見込みです。

企業債の借入額の算定にあたっては、元金償還額を超える借入を制限するとともに、借入額の平準化が図れるように事業の見直しを行っています。

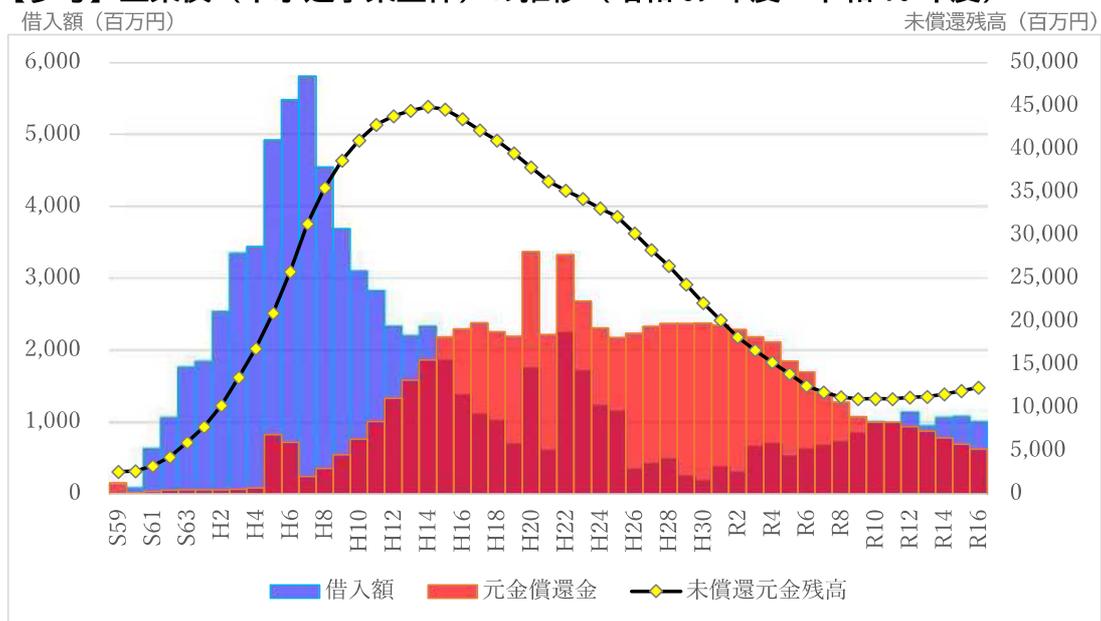
【参考】 処理区域内人口の1人あたり企業債残高

令和5年度末 96千円/人 ⇒ 令和16年度末 53千円/人（▲44.8%）

■ 企業債（汚水事業）の推移（平成10年度～令和16年度）



【参考】 企業債（下水道事業全体）の推移（昭和59年度～令和16年度）



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア. 人件費について

3か年実施計画（令和7～9年度）を基準として、対前年度比1.8%の増加を見込んでいます。

なお、職員数は、組織の再編成による定数見直しを見込んでいます。

イ. 流域下水道管理運営費負担金について

維持管理負担金については、県資料と有収水量の増減をもとに処理単価と処理水量を予測し、算出しています。

資本費負担金は、県資料をもとに算出しています。

ウ. 資本費について

投資事業をもとに減価償却費や利子償還額を算定して計上しています。

エ. その他の経費について

3か年実施計画（令和7～9年度）をもとにした見込み額を計上しています。

④ 使用料改定の有無による収支計画の分析

ア. 使用料について

使用料改定をしない場合は、使用料改定をした場合に比べ、年間1億5,000千円程度の収入減となります。

イ. 補填財源について

使用料改定をしない場合は、令和9年度以降に年間1億円以上の財源不足となります。また、物価高騰などにより、定期的に使用料改定をしない場合は慢性的な財源不足となります。

ウ. 一般会計繰入金について

使用料改定をしない場合は、一般会計繰入金の基準外繰入金が令和11年度以降も発生します。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

ア. 広域化・共同化・最適化に関する事項

愛知県が主体となる広域化・共同化の検討に参画し、近隣市町と連携した広域化・共同化を進めていきます。

イ. 老朽管などの管渠更新の長期的な考えに関する事項

污水管について、陶管は50年、ヒューム管・塩ビ管は75年を目安に老朽化対策（布設替え）を実施していきます。ただし、定期的にかメラ調査を実施、管渠の状況が悪い場合は、年数に満たない場合でも対策を実施していきます。

ウ. 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメント手法を用いたリスク評価により優先順位を定め、投資の平準化を図ります。

エ. 不明水対策に関する事項

地下水が多い瑞穂地区で実施した不明水対策の費用対効果がわずかであったため、ほかの地区では現状の不明水率が10%台であることから不明水対策は実施しないこととします。ただし、老朽化対策で実施するカメラ調査により不明水が発見された場合は、費用対効果を算出し、実施の有無を検討します。

②今後の財源についての考え方・検討状況

ア. 使用料の見直しに関する事項

令和2年度から下水道使用料の見直しに着手し、令和5年4月に使用料改定を実施しました。しかしながら、使用料収入の見通し（P16参照）は右肩下がりとなり、不足分については、一般会計からの基準外繰入金に依存せざるを得ない状況が続きます。

このことから、再度の使用料改定は必要であり、改定時期は令和8年度とします。また、令和8年度以降の使用料改定については、経営戦略のモニタリングを踏まえて5年ごとに検討することとします。

なお、令和8年度に使用料改定を実施した場合は、一般会計からの収益的不足による基準外繰入金については「0」となる見込みです。

イ. 資産活用による収入増加の取組について

将来的な内部留保資金発生時に向け、国債などの債券運用について検討を行います。また、遊休地について駐車場として貸出するなど、活用方法を検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア. 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、ウォーターPPPなど）

窓口業務など、民間活用を積極的に取り入れ、水道事業と連携し、効果的かつ効率的な経営の実現を目指します。

ウォーターPPPについては、導入の可能性を事前に調査をし、導入の有無を検討します。

イ. 修繕費に関する事項

ストックマネジメント手法を用いた予防保全的な改築による修繕費の減少効果について、今後の動向に注視し、効果的な手法を導入します。

管渠やマンホールなどのつまりについて、原因者が特定できる場合は、修繕費を原因者負担とします。

ウ. 流域下水道維持管理費用に関する事項

流域下水道にかかる維持管理費用の平準化にかかる県との協議を引き続き行っていきます。

5. 経費回収率改善へのロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率の向上にむけたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、令和2年度に下水道使用料審議会の答申を受け、令和5年4月に1段階目の下水道使用料を改定しました。令和8年度に2段階目の使用料改定を行うことで、経費回収率100%を達成する見込みです。

今後は、使用料改定の結果を検証し、5年で経営戦略へフィードバックしていきます。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間											
経営戦略見直し	◎					◎					◎
使用料審議会開催		◎					◎				
使用料改定			◎					◎			

○目標数値（汚水事業）

上記ロードマップに従い、経費回収率の向上に向けた目標数値を以下に示します。

経費回収率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	90%	93%	100%							
使用料収入 (単位：百万円)	1,354	1,459	1,493	1,482	1,475	1,478	1,485	1,473	1,465	1,457
汚水処理費 (単位：百万円)	798	802	816	817	814	816	815	807	805	803
基準内繰入金 (単位：百万円)	181	184	201	203	197	181	159	146	138	146
基準外繰入金 (単位：百万円)	528	306	104	24	0	0	0	0	0	0

ア. 実施予定時期 令和7年度～令和16年度の10年間

イ. 経費回収率向上に向けた具体的な取組み

- ・下水道使用料審議회를5年に1度開催し、適正な使用料の維持に努めます。
- ・接続率向上及び使用料収入アップのため、戸別訪問による接続依頼および大口使用者や集合住宅に対する接続依頼を強化します。
- ・業務のデジタル化や統合などを行い、人件費の削減に努めます。

ウ. 業績目標

- ・令和8年度に使用料改定を行い、令和9年度以降経費回収率100%を維持します。
- ・令和11年度に基準外繰入金を0円とします。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

「経営戦略」は毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年ごとに更新を行います。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
R7 更新	10年間														
	モニタリング				更新										
R12 更新						10年間									
						モニタリング				更新					
R17 更新											10年間				
											モニタリング			更新	

半田市水道部下水道課

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

TEL 0569-84-0675 (直通)

FAX 0569-26-4074

E-mail gesui@city.handa.lg.jp

令和3年2月12日

半田市長 榊原 純夫 様

半田市下水道使用料審議会
会 長 千 頭 聡

下水道使用料について（答申）

令和2年8月18日付け2半下水第659号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、下水道使用料の改定時期については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の悪化が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されるよう強く要望します。

記

1 はじめに

半田市の下水道事業は、平成28年度より地方公営企業法を全部適用し、経営状況や資産・負債・資本といった財政状況が把握できる公営企業会計を導入しており、公営企業として「下水道使用料による自立経営」の実現を目指すことは、本来のあるべき姿である。

しかしながら、本市の下水道使用料は、平成9年の改定以来、20年以上に渡って据え置かれ、一般会計から多額の補てんを受けているのが現状である。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である「下水道使用料」について、公営企業としてのあるべき姿に立ち返り、半田市の下水道事業の将来を見据えて、さまざまな観点から慎重に審議を行った。

2 答申内容

下水道は、安全で快適な都市生活を送るために欠かすことのできない重要な都市基盤となっており、将来世代のためにも、早期に「下水道使用料」による自立経営を達成しなければならない。そのためには、今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提とはなるが、次のとおり改定すべきである。

ただし、改定の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されたい。

(1) 改定期期と改定額の目安

「下水道使用料による自立経営」を実現するためには、下水道使用料を「経費回収率 100%相当額」に改定する必要がある。しかしながら、「経費回収率 100%相当額」への改定は、大幅な見直しとなるため、市民生活への影響を考慮し、段階的な見直しを採用すべきである。

よって、令和 4 年度に「経費回収率 90%相当額」とする改定を実施し、「経費回収率 100%相当額」への改定は、令和 7 年度以降に実施することが妥当である。

改定期期	改 定 額 の 目 安			
	経費回収率	使用料算定経費		【 参 考 】 平均使用料単価
		維持管理費	資本費	
令和 4 年度	90%	100%	75%	137 円/m ³
令和 7 年度以降	100%	100%	100%	150 円/m ³
【参考】決算値 令和元年度	78.9%	100%	53.0%	118.4 円/m ³

(2) 使用料体系

令和 4 年度の改定における使用料体系は、資料③の試算を中心に審議し、以下の考え方に基づき算定することが妥当である。

- ①本市における現行の使用料体系は、「基本使用料」に 6 段階の「従量（累進）使用料」を加算するものであるが、この体系を踏襲するものとする。
- ②「基本使用料」の算定にあたっては、「需要家費 及び 固定費の 40%」を算定根拠とする。
- ③「従量使用料」の算定にあたっては、1 m³あたりの改定額（増加額）の平準化に配慮することとする。

3 理由

(1) 下水道使用料の現状と基本的な考え方

- ①下水道事業においては、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料収入により賄うことが原則とされている。これは、下水道事業が整備区域を限定しているため、下水道の受益を得られる者と得られない者が

生じること、家庭あるいは事業所によって排出する汚水の量が大きく異なることなどによるものである。

- ②収支不足額は、1年あたり3.5億円前後で推移する見込みであるが、恒常的に一般会計からの繰入金で補てんしている現況は適切とは言えず、公営企業として改善すべき状況にある。
- ③令和元年度における汚水事業の経費回収率は78.9%に過ぎず、現行の使用料収入では、資本費（減価償却費、企業債利息など）と愛知県（浄化センター）に支払う汚水処理費用すら賄っていない状況である。
なお、経費回収率は改善傾向にあるものの、「半田市下水道事業経営戦略」の最終年度にあたる令和11年度まで80%に達することはないと見込まれ、また、平成30年度における半田市と同規模の自治体（人口10万人以上かつ人口密度50～75人/ha）の平均（97.5%）と比べても低い水準となっている。
- ④平成30年度における下水道使用料の平均単価は、半田市と同規模の自治体が138.6円/m³であるのに対し、半田市は119.1円/m³で、同規模の自治体と比べ低い水準となっている。
- ⑤下水道は、安全で快適な都市生活に欠かせない都市基盤であり、「下水道使用料」による自立経営を実現すべき事業である。そのためにも下水道使用料の改定にあたっては、「経費回収率100%相当額」となる平均使用料単価への改定を目指すべきである。

（2）使用料体系について

令和4年度の改定において、次のとおり改定することは妥当と考える。

なお、令和7年度以降の改定における使用料体系についての審議は、今回の対象外である。

- ①「基本使用料」は、接続世帯数を算定基礎とした最も安定した収入であり、経営基盤の強化を図るためにも増額改定すべきである。
ただし、大幅な増額改定は、少量使用者の負担が大きくなることを考慮し、現行の「基本使用料」と「従量使用料」の比率を維持し、その算定根拠を「需要家費及び固定費の40%」に求めることは妥当である。
- ②「従量累進使用料」を採用している現行制度において、1m³あたりの下水道使用料は多量使用者の方が高額となっている。今回の改定における「従量使用料」の算定にあたっては、1m³あたりの改定額（増加額）を平準化し、公平性に配慮することが望ましい。

4 附帯意見

- (1) これまでも、経常的な経費の削減や投資の合理化、あるいは使用料収入の増加に向けた取り組みなど経営基盤の確立に努めてきたようであるが、「半田市下水道事業経営戦略」に掲げられた事項にとどまらず、さらなる経営改善に努め、その内容を広く市民・使用者に公表するとともに、その成果を下水道使用料に反映すること。
- (2) 適正な下水道使用料について常に見直しを行うとともに、半田市としての考え方や基準を持つこと。

5 その他の意見

審議の過程において、次のような意見もあった。

- (1) 使用料体系の見直しにあたっては、少量使用者の負担感を考慮して、基本使用料はもとより、従量使用料にあっても、同率改定した方が公平、妥当と言えるのではないか。
- (2) 下水道使用料は、公共料金としての性格からできるだけ安定性を保つことが望まれる。使用料改定に伴う事務的な労力と実現性などを考えても、算定期間は5年が適切ではないか。

6 附属資料

【資料①】半田市下水道使用料審議会委員名簿

【資料②】平均使用料単価の設定（経費回収率・収支不足額等の推移とシミュレーション）

【資料③】答申の基礎となった試算

【資料④】グラフ（使用水量毎の下水道使用料月額・使用水量毎の1 m³あたりの下水道使用料）

【資料⑤】経営改善への取り組み

半田市下水道使用料審議会委員名簿

役職	氏名	職業・経歴等
会長	千頭 聡	日本福祉大学 教授
副会長	齊藤由里恵	中京大学 准教授
委員	沢田 勉	知多信用金庫 理事
〃	小栗利朗	半田商工会議所 副会頭
〃	木村祥雄	半田青年会議所 専務理事
〃	戸田 愛	NPO法人ぱれっと 副理事長
〃	中村和也	半田市PTA連絡協議会 会長
〃	今井佑輔	大学生
〃	高木 淳	愛知水と緑の公社 常務理事
〃	鈴木識都	公認会計士
〃	大坪成生	一般公募
〃	竹内政男	一般公募

【資料②】 平均使用料単価の設定（経費回収率・収支不足額等の推移とシミュレーション）

区 分		単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
有 収 水 量		①	千㎡	10,172	10,177	10,205	10,173	10,161	10,151	10,168	10,118	10,088		
現 行	収 入	②	千円	1,178,928	1,177,976	1,179,648	1,174,496	1,171,715	1,169,087	1,169,582	1,162,561	1,157,612		
		③	②÷①	円/㎡	115.9	115.7	115.6	115.5	115.3	115.2	115.0	114.9	114.8	
	支 出	維 持 管 理 費	④	千円	780,882	773,604	788,128	764,520	776,484	773,643	779,463	769,435	775,845	
			⑤	④÷①	円/㎡	76.8	76.0	77.2	75.2	76.4	76.2	76.7	76.0	76.9
		資 本 費	⑥	千円	891,057	856,665	819,187	790,612	767,892	751,939	741,741	731,236	722,513	
			⑦	⑥÷①	円/㎡	87.6	84.2	80.3	77.7	75.6	74.1	72.9	72.3	71.6
		汚 水 処 理 費 (A)	⑧	千円	1,671,939	1,630,269	1,607,315	1,555,132	1,544,376	1,525,582	1,521,204	1,500,671	1,498,358	
			⑨	⑧÷①	円/㎡	164.4	160.2	157.5	152.9	152.0	150.3	149.6	148.3	148.5
		汚 水 処 理 費 (B)	⑩	うち公費負担分	千円	-146,477	-103,805	-76,538	-29,502	-20,322	-3,045	0	0	0
			⑪	⑧+⑩	千円	1,525,462	1,526,464	1,530,777	1,525,630	1,524,054	1,522,537	1,521,204	1,500,671	1,498,358
⑫	⑪÷①		円/㎡	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	149.6	148.3	148.5		
不 足 額		⑬	②-⑫	千円	-346,634	-348,488	-351,129	-351,134	-352,339	-353,450	-351,622	-338,110	-340,546	
経費回収率	⑭	②÷⑫	%	77.3	77.2	77.1	77.0	76.9	76.8	76.9	77.5	77.3		
	参 考	⑮	②÷⑥	%	70.5	72.3	73.4	75.5	75.9	76.6	76.9	77.5	77.3	
使用料算定経費 の 試 算	維持管理費 + 資本費50%	⑯	④+⑥×0.50	千円	1,226,411	1,201,937	1,197,722	1,159,826	1,160,430	1,149,613	1,150,334	1,135,053	1,137,102	
		⑰	⑯÷①	円/㎡	120.6	118.1	117.4	114.2	114.2	113.3	113.1	112.2	112.7	
		⑱	3か年平均	円/㎡			116.5			113.5		112.4		
	維持管理費 + 資本費75%	⑲	④+⑥×0.75	千円	1,449,175	1,416,103	1,402,518	1,357,479	1,352,403	1,337,597	1,335,769	1,317,862	1,317,730	
		⑳	⑲÷①	円/㎡	142.5	139.1	137.4	133.4	133.1	131.8	131.4	130.2	130.6	
		㉑	3か年平均	円/㎡			136.7			132.1		130.4		
	維持管理費 + 資本費100%	㉒	⑪	千円	1,525,462	1,526,464	1,530,777	1,525,630	1,524,054	1,522,537	1,521,204	1,500,671	1,498,358	
㉓		⑫	円/㎡	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	149.6	148.3	148.5		
	㉔	3か年平均	円/㎡			150.0			149.9		148.4			
答 申 内 容	使用料収入	㉕	平均使用料単価	円/㎡	115.9	137.0	136.9	136.8	150.0	149.9	149.7	149.0	148.9	
		㉖	⑤×①	千円	1,178,928	1,394,249	1,397,065	1,391,666	1,524,150	1,521,635	1,522,150	1,507,582	1,502,103	
	不 足 額		㉗	⑬-①	千円	-346,634	-132,215	-133,712	-133,964	96	-902	946	6,911	3,745
	その他収入		㉘	手数料等	千円	1,640	1,466	1,466	1,466	1,466	1,466	2,072	1,466	1,466
	実 質 不 足 額		㉙	㉗+㉘	千円	-344,994	-130,749	-132,246	-132,498	1,562	564	3,018	8,377	5,211
	経費回収率	㉚	㉖÷㉙	%	77.3	91.3	91.3	91.2	100.0	99.9	100.1	100.5	100.2	
参 考		㉛	⑤÷⑥	%	70.5	85.5	86.9	89.5	98.7	99.7	100.1	100.5	100.2	

※「経費回収率」のうち「参考」欄（㉛・㉜）は、「分流域下水道等に要する経費」を繰り入れない場合の「経費回収率」となっている。

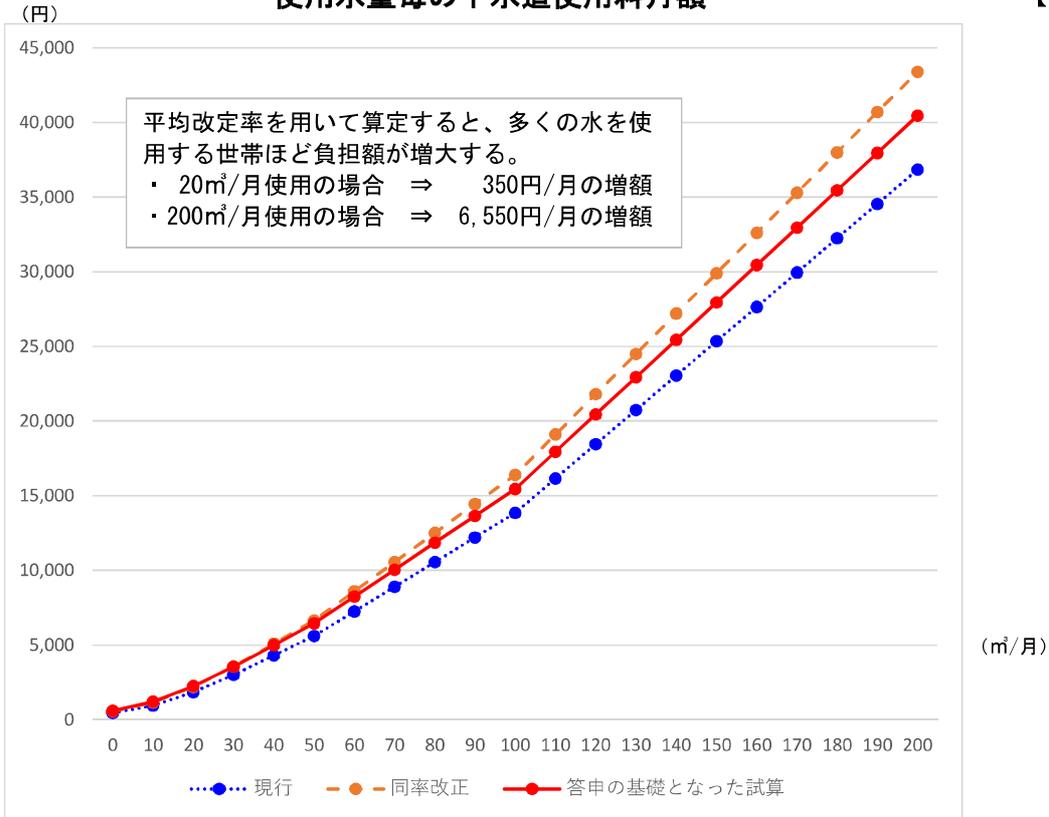
【資料③】 答申の基礎となった試算

	従量区分 (㎡)	現 行	答申内容試算		
			基本使用料： 需要家費 + 固定費40%		
			従量使用料： 同額値上げ		
		金額	増減額	増減率	
従量区分 毎の単価 (円/㎡) ※基本のみ円/月	基本	450	600	150	33.3
	～ 10	50	60	10	20.0
	～ 20	90	105	15	16.7
	～ 30	115	130	15	13.0
	～ 50	130	145	15	11.5
	～100	165	180	15	9.1
	101～	230	250	20	8.7
月額使用料 (円/月)	0	450	600	150	33.3
	10	950	1,200	250	26.3
	20	1,850	2,250	400	21.6
	30	3,000	3,550	550	18.3
	50	5,600	6,450	850	15.2
	100	13,850	15,450	1,600	11.6
	200	36,850	40,450	3,600	9.8
	500	105,850	115,450	9,600	9.1
1,000	220,850	240,450	19,600	8.9	
1㎡あたり の単価 (円/㎡)	0	450	600	150	33.3
	10	95	120	25	26.3
	20	93	113	20	21.5
	30	100	118	18	18.0
	50	112	129	17	15.2
	100	139	155	16	11.5
	200	184	202	18	9.8
	500	212	231	19	9.0
1,000	221	240	20	9.0	

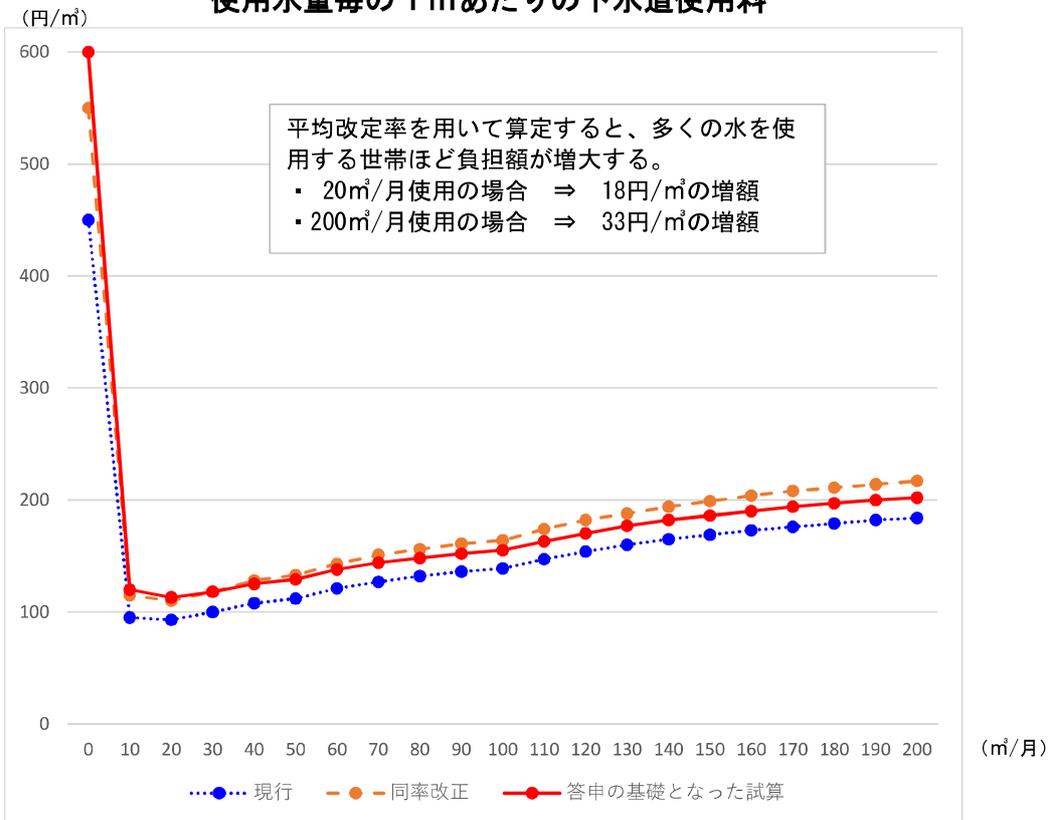
★3年間（令和4～6年度）の試算

算定基礎 (R4～R6)			使用料収入 (千円)			
			現行	改定案	差	
調定件数 × 2		1,652,292 世帯				
有収水量	～ 10	14,243 千㎡	基本使用料	743,531	991,375	247,844
	～ 20	8,253 千㎡		712,155	854,586	142,431
	～ 30	3,036 千㎡		742,778	866,574	123,796
	～ 50	1,253 千㎡		349,145	394,685	45,540
	～100	700 千㎡		162,895	181,691	18,796
	101～	3,070 千㎡		115,507	126,007	10,500
	計	30,555 千㎡		706,109	767,510	61,401
	計			2,788,589	3,191,053	402,464
			計	3,532,120	4,182,428	650,308
			使用料単価 (円/㎡)	115.6	136.9	21.3

使用水量毎の下水道使用料月額



使用水量毎の1 m³あたりの下水道使用料



【資料⑤】経営改善への取り組み

1. 経営改善への取り組み

経費削減	ストックマネジメント手法を用いた維持管理による施設更新費用の削減	污水管・マンホールポンプの更新費用の削減
		支払利息の削減
	経営の効率化	企業債の借換による支払利息の削減
		マンホールポンプ監視装置のクラウド化による通信費の削減
		職員の随時入力による下水道台帳作成委託料の削減
		印刷機の共同使用や購入図書の見直し（共有化）による購入費の削減
		事務の効率化による職員数の削減
	事業の広域化・共同化	汚泥処理事業の共同化の拡大による建設費及び汚水処理費用の削減
		責任技術者の登録・更新業務の共同処理（広域化）による事務の効率化
	民間活力の活用	遠方監視装置によるマンホールポンプの運転管理による事務の効率化
「お客様サービスセンター」への受付業務の委託による事務の効率化		
その他	不明水（地下水の混入）の排除による汚水処理費用の削減	
増収	民間活力の活用	「お客様サービスセンター」への使用料徴収業務の委託による収納率の向上
	処理区域外からの汚水の受け入れ	（污水管に近接する）処理区域外からの汚水処理の受け入れによる使用料収入の増 ※污水管までの整備費用は使用者負担

2. 現在検討中の経営改善への取り組み

経費削減	水質検査方法の見直し	特定事業場からの適正な排水を促し、油の付着などによる「つまり」の発生を抑制することにより清掃費・修繕費の削減を図る。
	協会負担金の見直し	日本下水道協会をはじめとする5団体に収めている負担金について、維持管理の時代に即した事業内容への見直しを求めている。
	浄化センターに支払う汚水処理費用の削減と平準化	お客様からいただいた「使用料」で運営されている施設であることを念頭に置き、「費用の削減と平準化」についてその管理者である県とともに検討していく。
	職員の育成	調査・設計にかかる委託業務の範囲を見直し、技術職員の育成と委託費用の削減を図る。 ※下水道事業の中心が「建設整備から維持管理」に移行する中、下水道施設の整備に関する技術の継承が課題となっている。
	民間活力の活用	お客様サービスの拡充、専門知識・専門技術の活用、業務の継続性などを主眼に民間のノウハウを活用する手法を検討している。
	広域化・共同化	
		水道事業と共通する事務を洗い出し、事務の効率化やスケールメリットによる費用の削減を図る。また、水道事業も含めた組織再編を検討している。

3. その他の取り組み

「お客様サービス」の向上	水道事業が運営する「お客様サービスセンター」に窓口業務を委託することにより、上下水道のワンストップサービスを実現しています。
	マンホールポンプの運転監視を24時間体制で実施し、異常発生時の早期対応を実現しています。
安心・安全への取り組み	避難所や公園など市内47か所にマンホールトイレを設置し、災害時のトイレを確保します。
	重要な管路の耐震化を進め、道路陥没による重要輸送路の遮断を防ぐとともに、拠点となる避難所の排水確保や早期復旧を図ります。

参考：下水道事業のみ抜粋

総財公第28号
令和7年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務副大臣 富樫 博之
(公 印 省 略)

令和7年度の地方公営企業繰出金について（通知）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

第7 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から令和7年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

（1）趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

（1）趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

（1）趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

(ア) 供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1 m^3 当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が46円以上かつ有収水量1 m^3 当たりの使用料が150円以上の事業

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であって、平成 30 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が (ア) を満たす場合（この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）

(ウ) 「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国下事第 56 号、環循適発第 1801171 号）により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）であって、令和 4 年 4 月 1 日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が (ア) を満たす場合（この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア (ア) に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費のうち 46 円を超える額（次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額）に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³当たりの使用料が 209 円未満の場合、当該使用料を 209 円で除して得た率を乗じて得た額

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費 (円/m ³)	乗率	算定対象資本費 (円/m ³)	乗率
46 以上 69 未満	0.8	46 以上 69 未満	0.8
69 以上 138 未満	0.85	69 以上 276 未満	0.85
138 以上	0.95	276 以上	0.95

(イ) ア (イ) に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統

合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る（ア）により算定した基準額（基準額が生じない場合は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目の年度	0.9
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

（ウ）ア（ウ）に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）に係る（ア）により算定した基準額（一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業（存続した部分）に係る（ア）により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0）を控除した額に、（イ）の表の率を乗じて得た額

（エ）ア（ウ）に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合

前年度」と読み替えるものとする。)の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業(一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。)に係る(ア)により算定した基準額(一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業(存続した部分)に係る(ア)により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0)を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して1年目から5年目までの年度	1.0
供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して6年目から統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して29年目までの年度	$1 - \frac{\alpha - (\beta + 5)}{30 - (\beta + 5)}$ <p>α: 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して当該年度までの年数</p> <p>β: 統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して統合後の供用を開始した日の属する年度までの年数</p>

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の100分の55とする。

イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

- ① 25人/ha未満であるもの 8/10
- ② 25人/ha以上 50人/ha未満であるもの 7/10
- ③ 50人/ha以上 75人/ha未満であるもの 6/10
- ④ 75人/ha以上 100人/ha未満であるもの 5/10
- ⑤ 100人/ha以上であるもの 4/10

(ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和4年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続するために市町村（下水道事業を經營する一部事務組合を含む。）が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に1/10を加えた率を乗じて得た額とする。

エ 「広域化・共同化計画」に基づき実施する事業のうち、地方債に関する省令（平成18年3月31日総務省令第54号）附則第8条第4号で定める情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の元利償還金については、イで定める率を乗じて得た額とする。

10 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その經營に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和7年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1.2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和7年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1.3 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

1.4 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成8年4月1日付け自治準企第93号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の100分の55とする。

イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

第8 港湾整備事業

離島における旅客上屋の整備に要する経費

(1) 趣旨

離島における旅客上屋の整備促進を図るため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1とする。

第9 その他

1 駐車場の整備促進に要する経費

(1) 趣旨

都市機能の確保、商店街振興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（「平成21年度の地方公営企業の繰出金について」（平成21年4月24日付け総財公第69号）の第11（2）アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。）の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

2 公共施設等運営権方式の導入に要する経費

(1) 趣旨

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となった公共施設等運営権方式の導入に要する経費（国庫補助金等の特定財源を除く）の2分の1とする。

3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

(1) 趣旨

用語集

1. 水量関係



- ① 有収水量 下水道使用者が実際に使用した水量
- ② 処理水量 浄化センターで実際に浄化処理した水量
- ③ 不明水量 汚水管に混入し、浄化処理された水量で、地下水や雨水の混入が主な要因となる。 【計算式】 ②処理水量 - ①有収水量
- ④ 原単位 1人あたりの有収水量
【計算式】 ①有収水量 ÷ ②接続人口

2. 費用関係

(1) 目的別分類

分	類	予 算 科 目	
⑤汚水処理費	維 持 管 理 費	汚水管渠費	
		普及促進費	
		水質規制費	
		流域下水道管理運営費負担金	
		総係費	
		その他	
	資 本 費	⑥減価償却費	
		⑦資産減耗費	⑧固定資産除却費
		たな卸資産	
		支払利息	
		⑨資産維持費	

- ⑤ 汚水処理費 汚水事業費から公費負担分・長期前受金戻入などを控除したもの。(=使用料対象経費)
- ⑥ 減価償却費 使用等による固定資産の経済的価値の減少額を、当該固定資産の耐用年数期間中にわたり各事業年度の費用として配分する手続きを減価償却といい、減価償却によって各事業年度に配分される費用を減価償却費という。なお、経常的減価の考えられない土地等は、減価償却の対象資産とならない。

- ⑦ 資産減耗費 固定資産除却費とたな卸資産減耗費からなる。なお、下水道事業では、現在たな卸資産は保有していない。
- ⑧ 固定資産除却費 使用等により固定資産の滅失や機能喪失が生じた場合に当該固定資産を廃棄し、その帳簿価額を除くことを除却といい、除却の際の当該固定資産の未償却残額や撤去費用を固定資産除却費という。
- ⑨ 資産維持費 事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額
- ⑩ 長期前受金戻入 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延勘定）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化する。この収益化された部分を長期前受金戻入と呼ぶ。

(2) 性質別分類

分 類		主 な 経 費	
⑤汚水処理費	固 定 的 経 費	⑪ 需 要 家 費	使用料徴収経費など
		⑫ 固 定 費	資本費・人件費・修繕費など
	変 動 的 経 費	⑬ 変 動 費	流域下水道維持管理費負担金など

- ⑪ 需要家費 下水道使用水量の多寡に係わりなく主として下水道使用者数に対応して増減する経費。使用料徴収経費など
- ⑫ 固定費 下水道使用水量や下水道使用者数の多寡に係わりなく必要とされる経費。資本費・人件費・修繕費など
- ⑬ 変動費 主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費。流域下水道維持管理費負担金など

3. 指標関係

- ⑭ 使用料単価 1 m³あたりの使用料収入
【計算式】 使用料収入 ÷ ①有収水量
- ⑮ 汚水処理原価 1 m³あたりの汚水を処理するために必要な費用
【計算式】 ⑫汚水処理費 ÷ ①有収水量
- ⑯ 経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標
【計算式】 使用料収入 ÷ 汚水処理費

4. 繰入金関係

- ⑰ 繰出基準 一般会計が負担すべき経費の算定基準であり、その基本的考え方は「地方公営企業繰出金について」（昭和49年2月22日付自治企一第27号自治省財政局通知）によって示された。公費と私費の経費負担区分における公費負担経費の基準を示したもので、繰出基準は毎年度国から通知が出される。
- ⑱ 基準内繰入金 一般会計が負担すべき経費。「繰出基準」に基づいた一般会計からの繰入金。（一般会計の側に立つと「繰出金」となる。）
- ⑲ 基準外繰出 繰出基準に基づかない繰入金。本来、使用料収入で賄うべき費用で、主に収支不足額を補てんしている。

5. その他

- ⑳ 整備率 計画面積に対する整備済面積の割合
【計算式】 整備済面積 ÷ 計画面積
- ㉑ 人口普及率 全半田市民のうち下水道（污水）に接続できる人口の割合
【計算式】 処理区域内人口 ÷ 総人口
- ㉒ 処理区域内世帯数（人口） 下水道に接続可能な世帯数（人口）
= 下水道整備済区域内の世帯数（人口）
- ㉓ 接続世帯数（人口） 実際に下水道に接続している世帯数（人口）
- ㉔ 接続率 下水道に接続可能な世帯のうち実際に下水道に接続している世帯の割合
【計算式】 ㉓接続世帯数 ÷ ㉒処理区域内世帯数
- ㉕ 水洗化率 下水道に接続可能な人口のうち実際に下水道に接続している人口の割合
【計算式】 ㉓接続人口 ÷ ㉒処理区域内人口